

328.1-G464ウ



1200500736630

28.1
464
㊦

戦時統制法令叢書 1

企業許可令解説

国立国会図書館



始



2P-93

戰時統制法令叢書・(第一輯)

法 令
挿入式

企 業 許 可 令

說 解

附 施行規則他全關係法令

大阪 銀行問題研究會編

ト工-2P-93

328.1
G464



編會究研題問行銀

說解令可許業企

輯一第·書叢令法制統時戰

版大

行發會究研題問行銀



917
149

本叢書の特徴

- 一、本叢書は加除式書籍と單行本の缺點を補ふ爲に新たに考案したものである
- 一、本叢書には加除式書籍にない説明がある
- 一、本叢書は單行本にない法令の改正を官報又は弊會發行の統制經濟時報により即座に挿入（貼付又は記入）することが出来る様に新たに考案したものである
- 一、本叢書は單行本や加除式書籍に比して廉價で便利で、法令の改正が即座に出来る
- 一、本叢書は戰時統制法令（國家總動員法、輸出入品等臨時措置法、金融統制法）を適宜に纏めて全部刊行の豫定である

目次

第一章 序 説……………一

一、本令の生れるまで……………一

二、本令公布に際しての商工當局談……………二

三、本令の趣旨……………三

四、本令の運用方針……………四

第二章 總 則……………七

第三章 事業開始に關する許可……………九

一、事業開始の意義とその範圍……………九

二、許可の對象と主體（指定事業一覽表）……………二一

三、許可申請の手續と許可條件……………四八

第四章 事業委託に關する許可.....五二

一、事業委託の意義と許可規定設定の理由.....五三

二、許可申請の手續.....五四

第五章 事業設備の新設、擴張又は改良に關する許可.....五四

一、許可規定設定の理由と指定設備.....五五

二、許可申請の手續.....五六

第六章 事業開始の例外規定.....五六

一、現行業者に對する適用除外.....五六

二、相續の場合に於ける適用除外.....五七

第七章 事業の廢止と委託の終了.....五七

一、事業の廢止.....五七

二、委託の終了.....五八

第八章 事業の監督、罰則及雜則.....五九

一、事業の監督.....五九

二、提出書類及び本令施行に關する別段の命令.....六〇

三、提出書類の經由機關.....六一

四、訴願及び行政訴訟.....六二

五、罰 則.....六三

六、雜 則.....六四

第九章 結 語.....六五

法 令

企業許可令.....六六

企業許可令施行規則.....六七

新設、擴張等ニ許可ヲ要スル設備指定ノ件(商工省).....六八

新設、擴張等ニ許可ヲ要スル設備指定ノ件(農林省).....六九

提出書類ノ經由機關ニ關スル特例ノ件.....七〇

提出書類ニ關スル特例ノ件.....七一

旅行斡旋業企業許可令施行細則.....七二

醫藥品關係企業許可令施行細則.....七三

第一章序 説

一、本令の生れるまで

政府は従來生産、配給の各分野に於て、各種の整備方針を決定してきたが、現在のところ特別の事業法に據るものゝ外は、事業の開始を自由に放任してゐるため、折角萬難を排して業界を統合してもその後からすぐに新規開業の業者が現れて、再び業界を混乱に陥れるといふ弊害が少くなかつた。又一方勞働力の需要は最近特に加速度的な増大を示してゐるに拘らず、從來これら勞働力の有力なる供給源であつた農村方面自體が、極度の勞務不足を訴へつゝあるので、これに代るべき勞務供給源として、中小企業方面にその補給を求めざるを得なくなつたのである。

茲に於てか政府は企業整備の促進確保と、勞務動員の圓滑なる實施を圖るため、明治元年「商法大意」の布達に依り、舊來の營業特權組合制が廢除せられてから七十有餘年の永きに亘つて認められてきた營業の自由制を廢し、これに代るに營業許可制を以てすべく、去る九月十二日の總動員審議會に於て企業許可に關する勅令案要綱を決定し、十二月十一日附勅令第八十四號を以て該勅令を公布、内地は同十三日より、朝鮮、臺灣、樺太及び南洋群島は同二十六日より實施することゝなつたのである。

今や我國は大東亞戦争を契機として、建國以來未曾有の事態に突入するに至つた。この事態に直面して、難局を克服し、大東亞共榮圈を確立するためには、あらゆる智能を動員し、あらゆる手段を講じて、戦時生産力の増強、決戦體制の完成に全力を集中しなければならぬ。この歴史的瞬間に於て、全企業の統制を目標とする「企業許可令」の制定公布されたことは、洵に意義深きものありと言ふべきであらう。

一、本令公布に際しての商工當局談

商工省では本令の公布施行に際し、十二月十日附左の如き當局談を發表し、一般事業界に於ても政府の意向を十分參酌して、これに協力するやう要望した。

商 工 當 局 談

本許可令の目的は、先づ第一に企業整備の促進及び確保を圖る點にあり、次に餘剩勞働力の活用を圖り専ら生産力擴充方面に之を誘導して、戦時生産の遂行に支障なからしめんことを考へてゐる。此の際特に注意を喚起したいことは、一般に本制度の制定に依り企業の権利化を促し、却つて政府の意圖する企業の整備計畫の遂行に支障澁滞を來しはせぬかといふ點であるが、この點は政府としても本制度の運用に依り、斯る傾向を未然に防止すると共に、別個の法制に依り既定方針通り企業

の整理統合を促進すべく之が準備を進めてゐる。

右の如く本令の公布に依つて或は企業の権利化を促す虞少しとせず、又歐洲中世都市に於けるギルドの如く、商業者が不必要なる勢力を掌握して、低下せるサーヴィスを更に惡化せしむるといふ懸念すら生ずるのである。尤もこれに對しては、當局に於て適當なる措置が講ぜられる筈であるが、尙一層業者の團體を整備強化し、配給を圓滑にして、國民生活の安定に資せられたいものである。一方業者に於ても、本令の制定に依つて特權を享受するの意義を自覺し、本來の使命に向つて邁進すべきであり、そこに官民一體化に依る本令の目的達成が實現するものと言へやう。

(註) 商工當局談に依る企業の整備統合に關する別個の法制とは、去る十二月二十三日の第二十二回總動員審議會に於て決定せる「企業整備に關する勅令」案要綱を指稱するのであつて、企業許可令が消極的に企業の濫立を抑制するものであるに對し、本令は積極的に現在行はれつゝある企業を整理統合せんとするものである。従つて本勅令が公布實施されば、企業許可令と相俟つて、企業の整備統制は一段と本筋に入るものと期待されるのである。

三、本令の趣旨

本令は去る昭和十五年三月第七十五帝國議會に提出せらるべき豫定であつた「物品販賣業統制法案」を擴大強化せる所謂營業免許制の發展的形態であつて、その概要は大體次の如き諸點に歸着する

- 一、企業整備の促進確保と共に、勞務動員の圓滑なる實施を圖ることを以て目的とする
- 二、指定事業を開始するもの、或は委託、新設、擴張又は改良を爲さんとするものは、行政官廳の許可又は指定統制會の承認を得ること
- 三、相續人が指定事業を承繼したときは、許可又は承認を受けたものと看做すこと
- 四、指定事業を行ふ者がその事業の全部又は一部を廢止した場合、又は委託終了の場合には行政官廳にその旨の報告を要すること
- 五、必要ある場合行政官廳は事業の報告を徴し、又は當該官吏をして工場、事業場、店舗、倉庫、事務所その他の場所に臨檢し、業務の狀況又は帳簿、書類その他の物件を檢査せしめ得ること
- 六、指定事業に付ては一應現在の業態を全部認めることとしたこと

四、本令の運用方針

企業許可令の公布實施に際し、商工、農林兩省ではこれが運用方針に關し、各地方長官宛次官通牒を發したが、その具體的方針の大意は次の通りである。

- (1) 原則として一應全面的に不許可方針を堅持し、特に許可する場合はこれを例外的許可とする。
- (2) 經濟統制違反者に對しては許可しない。
- (3) 事業開始、新設、擴張、改良などに付き、準備に着手してゐるものに對しては、その程度に依

り實情を調査して適當な措置を講ずる。

- (4) 鑛業、工業の新規開業に付ては、原則として生産力擴充上又は國民生活上必要缺くべからざるもので、政府、行政官廳の必要と認めたもの以外は許可しない。
- (5) 商業の新規開業に付ては全面的な不許可方針を原則とし、次の如き場合には例外許可を與へる
 - (イ) 行政官廳の指示又は指導に依る企業整備計畫に基き企業の間合をなす爲必要な場合
 - (ロ) 行政官廳の指示又は指導に依る工業の地方化に依り新規事業の開始を必要とする場合
 - (ハ) 發明又は考案の工業化に依り新興産業として特に保護助長を必要とする場合
 - (ニ) 新興都市の勃興等に依り、特に新規配給機關の存在を必要とする場合
 - (ホ) 軍人遺家族及び傷痍軍人にして、他に適當なる生計の途なき爲自活を圖るに必要な場合
 - (ヘ) 法律上の相續に依らざるも事實上相續に準すべき場合(例へば夫婦間の營業承繼の如き)にして、被承繼者が完全に廢業する場合
 - (ト) 同一又は同一經營系統の事業に引續き十年以上勤續せる者が、その事業と同種の事業を開始せんとする場合

(チ) 時局の要請に基き行政官廳の指導斡旋に依り轉廢業をなしたる者が、經濟事情の變化に依り原業に復歸せんとする場合。但し當該事業の復活振興を適當とする場合に限る

- (リ) 其他主務大臣が特に必要と認めた場合
- (6) 鑛業、工業の事業委託に付ては、生産力擴充計畫の急速なる遂行並びに受託者の特殊能力を參酌して、特に委託を必要とする場合に限り許可する
- (7) 商業の事業委託に付ては、事業の權利化と徒食の傾向を抑制するため、原則として不許可の方針であるが、特に左の如き場合は例外許可を與へる
 - (イ) 軍人遺家族、傷痍軍人にして自ら事業を行ひ得ざる場合
 - (ロ) 應召、長期に亘る疾病又は不在（正當なる事由ある場合に限る）のため自ら事業を行ひ得ざる場合
 - (ハ) 受託者の知識、經驗、技術及び資力が委託者のそれに比して著しく優秀なる場合
 - (ニ) その他主務大臣が特に事業別に指示したる場合
- (8) 工業及び倉庫營業に於ける設備の新設、擴張又は改良に付ては、生産力擴充のため緊要なる場合を除き、原則として許可しない方針であるが、特に左の如き場合は例外許可として取扱ふ
 - (イ) 行政官廳の指示又は指導に依り生産力の擴充又は經營の合理化を圖るため特に必要な場合
 - (ロ) 軍人遺家族、傷痍軍人にして作業能力の低下を補ふため設備の改善を必要とする場合
 - (ハ) 災害又は腐朽のため設備の復舊又は修繕を必要とするものにして、當該事業の維持を適當

と認めた場合、但しこの場合は復舊の範圍を超えざることを

(ニ) その他主務大臣が特に事業別に指示した場合

右の通牒概要に依つても際かなる如く、本令は事業の開始、事業の委託、事業設備の新設、擴張及び改良に關する許可方針としては、原則として不許可方針を以て臨み、國土計畫、企業整備計畫等の國家的要請に基く場合、又は經濟政策上及び社會政策上必要缺く可からざる場合に限り、申請者個々の人格、經濟、知識、技能等に依り例外許可の取扱がなされる譯である。

第二章 總 則

企業許可令は全文十一條より成る。而して先づ第一條に於ては、本令は國家總動員法（昭和十三年九月四日勅令第三百十七號を以て公布せられたる「南洋群島ニ於ケル國家總動員ニ關スル件」の場合を含む）第十六條及び第十六條の三の規定に基いて

一、事業の開始又は委託に關する事項

二、事業に屬するところの設備の新設、擴張又は改良の制限

等を規定せるものであることを示し、次に第二條に於ては、既に述べたる如く、本令は國民經濟の

總力發揮に資する爲、企業の整備統制の基礎を確立し、以て生産性の昂揚と配給機構の強化を圖ることを目的として制定公布されたものであるといふ所謂立法の精神なるものを明かにしてゐるのである。即ち國民經濟の總力とは資材、勞力、資金、技術の總和である。資材なきところに經濟力なく、勞力なくして經濟力は成立たない。然るに我國は資材、勞力共に涸渇に陥つてゐる状態であつて、この限りある資材と勞力を以て經濟力を發揮する爲には、須らく生産、配給の全分野に亘つて強力な統制を必要とする。況んや大東亞戰爭遂行下の今日に於ては、生産性の昂揚と配給機能の強化が一大喫緊事であり、これが要請に應へる爲には、先づ以て企業の整備、統制を強化することが肝要である。而してその基礎を確立する爲には、事業の開始そのものから統制してかゝらねばならない。

これを換言すれば、事業開始の統制に依つて、資材、勞力は國家の最も緊要とする部門に集中され事業家は適材適所主義に依り國家に代つて生産、配給を爲すことの義務を擔ひ、又企業の整備も自ら促進されるのである。そして、そこに初めて企業整備、企業統制の基礎が確立されるのであつて、本許可令は實に斯かる切實なる國家的要請に基き、生れるべくして生れたといふ所謂立法の精神なるものが、本令の劈頭に掲げられ、強く全國民の協力を要望してゐる次第である。

第三章 事業開始に關する許可

一、事業開始の意義とその範圍

(一) 事業開始の意義

本令に於ける許可の範圍、即ち許可を要する事項は曩にも述べたる如く、第一は事業の開始、第二は事業の委託、第三は事業設備の新設、擴張又は改良に關する許可である。

而して第一の事業開始に關する許可は本令の眼目をなすもので、普通營業免許といはれる場合は例外なしにこの場合を指すのである。尤もこの事業開始の意義に付ては、法律上いろいろな疑問があり又直接罰則の適用にも關係があるので、本令に於ては一應事實上の事業開始に限定されることになつてゐる。例へば工業にあつては現實に生産、加工又は修理を爲し得る状態に至りたる時、商業にあつては現實に物品の販賣を爲し得る状態に至りたる時を以て、事業の開始と看做される譯である。

(二) 事業開始の範圍

次に如何なる範圍までを事業の開始として取扱はれるかと言ふに、先づ純然たる新規の開業は問題外として、凡そ次の四つの場合が考へられる。

(1) 事業場所變更の場合

事業場所の變更即ち移轉は一種の事業開始と看做される。従つて甲地から乙地へ移轉せんとする場合に於ては、變更前の甲地に於ては事業廢止の報告つまり廢業届を提出し、變更後の乙地に於ては事業開始の許可申請を爲さねばならない。

(2) 事業譲渡の場合

事業を譲渡した場合には、譲渡人は事業廢止の報告を提出するだけでよいが、譲受人に對してはその譲受を以て一種の事業の開始と看做されるから、事業開始の許可申請を爲さねばならない。尤も譲受人の譲受けた事業が現に行ひつゝある事業と全然同一の指定事業であり、而もその譲受けた事業を自己の既存の事業場所に吸収して行ふ場合には、特に事業開始の許可を要しないことになつてゐる。

(3) 會社合併の場合

會社合併の場合はこれを二つに分けて考へねばならぬ。即ち先づ第一は新設合併の場合であるがこの場合は勿論事業の開始を意味するから、開始の許可が必要である。次に吸収合併の場合は大體前述の事業譲渡の場合に準ずることになつてゐる。

(4) 會社組織變更の場合

會社組織の變更の場合に於ても、大體事業譲渡の場合に準じて取扱はれる。

二、許可の對象と主體

(一) 許可の對象

事業開始の許可に關し、その許可の對象となるものは、凡そ次の三つである。第一は事業を行ふ者即ち事業主體であり、第二は事業主體の行ふ事業即ち指定事業であり、第三は事業を行ふ場所即ち事業單位である。

換言すれば指定事業のいづれかを開始せんとする事業主は、その事業單位毎に、行政官廳の許可を受けるか、又は重要産業團體令に依つて設立された統制會にして、主務大臣の指定せる所謂指定統制會の承認を受けなければ、これを開始することは出来ないのである。

(1) 事業主體

先づ第一の事業を行ふ者即ち事業主體は、必ずしも個人たるを要しない。會社は勿論、商業組合工業組合、産業組合、購買組合等の如き團體も、大は百貨店から小は行商、賣店、露天商の如き所謂零細業者に至るまで、總て本令に依る許可の對象となり得るのである。

たゞ例外として臨時資金調整法の適用を受ける資本金二十萬圓以上の會社の行ふ事業開始に付ては、右の調整法に依つて十分所期の目的が達せられるので、本令の適用からは除外されることに

なつてゐる。

(2) 指定事業

第二は事業主體の行ふ事業即ち指定事業であるが、これに付ては閣令の指定に依つて、次表の如く鑛業關係(石炭)一業種、工業關係二百三業種、商業關係二百三十八業種、交通業關係(陸上小運送)一業種合計四百四十三業種に達してゐる。

而して閣令の指定に依れば、物資別指定、制限的指定等の方法を避けて、事業別並びに包括的な指定方法が採られてゐるのであるが、右の指定事業は必ずしも世上百般の事業を網羅してゐる譯では無く、種々の事情に依つて指定事業から除外されたものや、今後これに追加されるべきものも相當多數にのぼるものと豫想されるのである。

次に、指定事業から除外されたもの、中にも二種類あつて、初めから問題なく除外されたもの即ち指定除外と、一應指定してから適用を除外された所謂適用除外とがある。前者の指定除外とは中央卸賣市場法第十條の規定に依つて許可を受けた者が中央卸賣市場に於て卸賣の業務を爲す場合に於けるその事業、又は特定の事業法の適用を受くる日本製鐵、國際電氣通信、帝國燃料興業、日本輸出農産物、日本石炭、帝國石油等の國策會社の行ふ事業、質屋營業、煙草小賣業、接客業、飲食店、浴場の如き財政許可又は警察許可の對象となる事業である。

右の外、兎も角一應は本令の適用を受けるが、而し豫め他の法令に依る許可又は認可のあつたものに付ては、本令に依る許可又は承認のあつたものと看做される事業としては、藥種商、藥劑師又は藥種商に非ざる賣藥請負業等を數へることが出来る。

尙指定事業から除外されてゐる米に付ては近く別個の統制が行はれる筈であり、ラヂオは目下商工、遞信兩省間に於て具體的對策が考究されてゐるし、空堀、釣道具等に付ても追つて考慮されることになつてゐるから、現に財政許可又は警察許可の對象となつてゐる事業を除く他の事業は遠からず全面的に本令の適用を受くることゝならう。

さて茲で問題となるのは、一個人又は一會社、一組合等で雑多な業種を營んでゐる場合、例へば百貨店とかマーケット又は地方のよろづやなどの如き場合であるが、この場合をの取扱つてゐる物資が指定商品であれば、指定商品毎に許可を受けねばならないのである。従つて一業者で數個乃至數百個の許可権を所有することもあり得るのであつて、この點は企業人を主とせず、寧ろ事業―物資を許可の對象としてゐるものと解していゝ譯である。

指定事業及所管行政官廳一覽表

分類 指定事業(備考ニ掲グル事業ヲ除ク)

所管行政官廳

(一) 鑛業

石炭鑛業(試掘ヲ除ク)

(二)工業

(1)金屬工業

- 一 輕金屬板製造業 商工大臣
- 二 輕金屬管製造業 商工大臣
- 三 輕金屬線製造業 商工大臣
- 四 輕金屬棒製造業 商工大臣
- 五 輕金屬條製造業 商工大臣
- 六 輕金屬箔製造業 商工大臣
- 七 輕金屬粉製造業 商工大臣
- 八 輕金屬再生業 地方長官
- 九 輕金屬板製品製造業 商工大臣
- 一〇 輕金屬鑄物業(航空機製造事業法ノ適用アルモノヲ除ク) 商工大臣
- 一一 非鐵金屬(輕金屬ヲ除ク)鑄物業 商工大臣
- 一二 非鐵金屬ダイ鑄物業(航空機製造事業法ノ適用アルモノヲ除ク) 商工大臣
- 一三 輕金屬酸化皮膜加工業 地方長官

- 一四 輕合金製造業(航空機製造事業法ノ適用アルモノヲ除ク) 地方長官
- 一五 銅又ハ銅合金ノ板ノ製造業 商工大臣
- 一六 銅又ハ銅合金ノ管ノ製造業 商工大臣
- 一七 銅又ハ銅合金ノ線ノ製造業 商工大臣
- 一八 銅又ハ銅合金ノ棒ノ製造業 商工大臣
- 一九 銅又ハ銅合金ノ條ノ製造業 商工大臣
- 二〇 鉛板製造業 商工大臣
- 二一 鉛管製造業 商工大臣
- 二二 鉛線製造業 商工大臣
- 二三 鉛條製造業 商工大臣
- 二四 硬鉛バルブ製造業 商工大臣
- 二五 鉛再生業(鉛製鍊業ヲ行フ者ノ行フモノヲ除ク) 商工大臣
- 二六 亞鉛板製造業 商工大臣
- 二七 亞鉛末製造業 商工大臣
- 二八 亞鉛再生業(亞鉛製鍊業ヲ行フ者ノ行フモノヲ除ク) 商工大臣
- 二九 プリキ屑電解業 商工大臣

第三章 事業開始に関する許可

第三章 事業開始に関する許可

- 三〇 錫滓再生業（錫製錬業ヲ行フ者ノ行フ錫再生業及プリキ屑電解業ヲ除ク） 商工大臣
- 三一 ハンダ製造業 商工大臣
- 三二 減摩合金製造業 商工大臣
- 三三 活版地金製造業 商工大臣
- 三四 活字製造業 商工大臣
- 三五 釘製造業 商工大臣
- 三六 蹄釘製造業 商工大臣
- 三七 針金製造業 商工大臣
- 三八 鐵線製造業 商工大臣
- 三九 熔接棒（被覆熔接棒ヲ含ム）製造業 商工大臣
- 四〇 鋼索製造業 商工大臣
- 四一 亞鉛鐵板製造業 商工大臣
- 四二 プリキ製造業 商工大臣
- 四三 王冠製造業 商工大臣
- 四四 シヤベル又ハスコップノ製造業 商工大臣

- 四五 ツルハシ又ハハンマーノ製造業 商工大臣
- 四六 鐵製サツシユ製造業 商工大臣
- 四七 粉碎用ボール製造業 商工大臣
- 四八 硬鋼線製造業 商工大臣
- 四九 鋳螺釘製造業 商工大臣
- 五〇 五ガロン罐製造業 商工大臣
- 五一 ドラム罐製造業 商工大臣
- 五二 食料品罐詰用空罐製造業 商工大臣
- 五三 プリキ雜罐（五ガロン罐及食料品罐詰用空罐ヲ除ク）製造業 商工大臣
- 五四 ヒアノ線製造業 商工大臣
- 五五 電氣抵抗線又ハ電氣抵抗帶ノ製造業（電氣用品取締規則ノ適用アルモノヲ除ク） 商工大臣
- 五六 磨線鋼製造業 商工大臣
- 五七 磨棒鋼製造業 商工大臣
- 五八 磨帶鋼製造業 商工大臣
- 五九 金屬モリアテン製造業 商工大臣
- 六〇 金屬タングステン製造業 商工大臣

第三章 事業開始に関する許可

第三章 事業開始に關する許可

一八

- 六一 ニツケル製造業 商工大臣
- 六二 コバルト製造業 商工大臣
- 六三 金屬シリコン製造業 商工大臣
- 六四 金屬マンガン製造業 商工大臣
- 六五 超硬質合金製造業 商工大臣
- 六六 金屬クロム製造業 商工大臣
- 六七 カルシウムシリサイド製造業 商工大臣
- 六八 ニツケル合金製造業 商工大臣
- 六九 金屬メッキ業 商工大臣

(2) 機械器具工業

- 七〇 石油代用燃料使用裝置製造業(造船事業法ノ適用アルモノヲ除ク) 商工大臣
- 七一 石油代用燃料使用裝置取附業(造船事業法ノ適用アルモノヲ除ク) 地方長官
- 七二 石油代用燃料使用裝置修理業 地方長官

(3) 化學工業

- 七三 試驗用藥品製造業 商工大臣
- 七四 工業用藥品(鹽專賣法、アルコール專賣法又ハ酒税法ノ適用アルモノ並ニアプロム及苦汁カリ楡ヲ除ク)製造業 商工大臣

七五 醫藥品(鹽專賣法、アルコール專賣法、酒税法、阿片法、賣藥法、痘苗及血清其他細菌學的豫防治療品製造取締規則又ハ麻藥取締規則ノ適用アルモノ及醫藥品及衛生材料生産配給統制規則第二條ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ指定シタル醫藥品ヲ除ク)製造業

厚生大臣

- 七六 人造研磨材製造業 商工大臣
- 七七 酸化コバルト製造業 商工大臣
- 七八 漆精製業 地方長官
- 七九 製革業(革再生業ヲ含ム) 商工大臣
- 八〇 ゴム製品製造業(ゴム製品加工業ヲ含ム) 商工大臣
- 八一 ゴム再生業 商工大臣
- 八二 擬革製造業 商工大臣
- 八三 鞣劑製造業 商工大臣
- 八四 塗料製造業 商工大臣
- 八五 石鹼製造業 商工大臣
- 八六 蠟燭製造業 地方長官
- 八七 セルロイド生地製造業 商工大臣
- 八八 セルロイド生地再生業 商工大臣

第三章 事業開始に關する許可

一九

第三章 事業開始に関する許可

- 八九 セルロイド製品製造業 地方長官
- 九〇 セラチン(寫眞用セラチンヲ除ク)製造業 商工大臣
- 九一 硬化油製造業 商工大臣
- 九二 蠟製造業 商工大臣
- 九三 蠟製品(蠟燭ヲ除ク)製造業 商工大臣
- 九四 油脂製品(脂肪酸ヲ含ム石鹼及蠟燭ヲ除ク)製造業 商工大臣
- 九五 香料製造業 商工大臣
- 九六 大豆グリー製造業 商工大臣
- 九七 大豆カゼイン製造業 商工大臣
- 九八 カゼイン纖維製造業 商工大臣
- 九九 ミルクカゼイン製造業 商工大臣
- 一〇〇 高級アルコール製造業(有機合成事業法ノ適用アルモノヲ除ク) 商工大臣
- 一〇一 高級アルコール製品製造業(有機合成事業法ノ適用アルモノヲ除ク) 商工大臣
- 一〇二 エステルゴム製造業 商工大臣
- 一〇三 膠製造業 商工大臣
- 一〇四 寫眞感光材料製造業 商工大臣

二〇

- 一〇五 寫眞用セラチン製造業 商工大臣
- 一〇六 合成染料製造業 商工大臣
- 一〇七 タール系中間物製造業 商工大臣
- 一〇八 合成樹脂製造業 地方長官
- 一〇九 合成樹脂加工業 地方長官
- 一一〇 防蟲劑(粗製樟腦、樟腦油專賣法又ハ賣藥部外品取締規則ノ適用アルモノヲ除ク)製造業 地方長官
- 一一一 防臭劑(粗製樟腦、樟腦油專賣法ノ適用アルモノヲ除ク)製造業 地方長官
- 一一二 カーバイド製造業 商工大臣
- 一一三 化粧品類(賣藥部外品取締規則ノ適用アルモノヲ除ク)製造業 商工大臣
- 一一四 齒磨(賣藥部外品取締規則ノ適用アルモノヲ除ク)製造業 地方長官
- 一一五 顔料製造業 地方長官
- 一一六 浮游選鑛劑製造業 地方長官
- 一一七 活性炭製造業 地方長官
- 一一八 人造石油製造業(人造石油製造事業法ノ適用アルモノヲ除ク) 商工大臣
- 一一九 黒鉛製錬業 商工大臣
- 一二〇 ビッチコークス製造業 地方長官

第三章 事業開始に関する許可

二一

第三章 事業開始に関する許可

- 一一一 電極製造業 商工大臣
 - 一一二 電氣刷子製造業 商工大臣
 - 一一三 炭素棒製造業 商工大臣
 - 一一四 黒鉛増埒製造業 地方長官
 - 一一五 鉛丹製造業 商工大臣
 - 一二六 亞鉛華製造業 商工大臣
 - 一二七 人造水晶石製造業(航空機製造事業法ノ適用アルモノヲ除ク) 商工大臣
 - 一二八 弗化アルミニウム製造業(航空機製造事業法ノ適用アルモノヲ除ク) 商工大臣
 - 一二九 煉炭(豆炭ヲ含ム)製造業 商工大臣
 - 一三〇 混合加工油製造業(石油業法ノ適用アルモノヲ除ク) 地方長官
 - 一三一 廢油再生業(石油業法ノ適用アルモノヲ除ク) 地方長官
 - 一三二 石炭又ハ亞炭ノ低溫乾溜業(人造石油製造事業法ノ適用アルモノヲ除ク) 商工大臣
 - 一三三 油脂製造(精製工程迄)業(蝸油搾油業ヲ除ク) 農林大臣
- (4) 窯業及土石工業
- 一三四 セメント製造業 商工大臣
 - 一三五 セメント製品製造業 商工大臣

- 一三六 板ガラス製造業 地方長官
- 一三七 ガラス製品(板ガラスヲ除ク)製造業 地方長官
- 一三八 光學ガラス生地製造業 商工大臣
- 一三九 耐火物(耐火木材ヲ含ム)製造業 商工大臣
- 一四〇 珪瑯鐵器製造業 商工大臣
- 一四一 石灰製造業 地方長官
- 一四二 陶磁器製造業 地方長官
- 一四三 瓦製造業 地方長官
- 一四四 煉瓦(耐火煉瓦ヲ除ク)製造業 地方長官
- 一四五 耐火煉瓦製造業 地方長官
- 一四六 土管製造業 地方長官
- 一四七 窯業原料(石灰石ヲ除ク)採取業 地方長官
- 一四八 石灰石採取業 商工大臣
- 一四九 研削砥石製造業 商工大臣
- 一五〇 石綿製品製造業 商工大臣

(5) 紡織工業

第三章 事業開始に関する許可

第三章 事業開始に関する許可

二四

一五一 衛生材料(縹帶、三角巾、リント布及手術用腹帶ニ限ル)製造業

地方長官但シ東京府ニ在リテハ警視總監

(6) 製材及木製品工業

一五二 コルク製品製造業

商工大臣

一五三 マツチ軸木製造業

商工大臣

一五四 函、樽又ハ箆(木製品ニ限ル)ノ製造業

地方長官

(7) 食料品工業

一五五 味噌製造業

農林大臣

一五六 醬油製造業

農林大臣

一五七 調味料アミノ酸製造業

農林大臣

一五八 ソース又ハケチャップノ製造業

農林大臣

一五九 食酢製造業

地方長官

一六〇 氷砂糖製造業

地方長官

一六一 砂糖再製業

農林大臣

一六二 香辛料製造業

農林大臣

一六三 甘草エキス製造業

農林大臣

一六四 グルタミン酸ソーダ製造業

農林大臣

一六五 菓子製造業

地方長官

一六六 パン製造業

地方長官

一六七 餡製造業

地方長官

一六八 飴(水飴ヲ除ク)製造業

農林大臣

一六九 水飴製造業

地方長官

一七〇 佃煮製造業

地方長官

一七一 煮豆製造業

地方長官

一七二 煎豆製造業

地方長官

一七三 穀粉(小麦粉ヲ除ク)製造業

農林大臣

一七四 漬物製造業

地方長官

一七五 納豆製造業

地方長官

一七六 豆腐製造業

地方長官

一七七 凍豆腐製造業

地方長官

一七八 罐詰食品製造業(輸出水産物罐詰製造業許可規則又ハ酪農業調整法第五條ノ規定ノ適用アルモノヲ除ク)

農林大臣

一七九 嗜好飲料(コーヒー、ココア、果汁、乳酸飲料等)製造業

地方長官

一八〇 製茶業(荒茶製造業ヲ除ク)

農林大臣

第三章 事業開始に関する許可

二五

第三章 事業開始に關する許可

二六

- 一八一 食料魚粉(フリカケ食ヲ含ム)製造業 地方長官
 - 一八二 蒟蒻製造業 地方長官
 - 一八三 湯葉製造業 地方長官
 - 一八四 カラメル製造業 地方長官
 - 一八五 鬱金粉製造業 農林大臣
 - 一八六 チーズ製造業 農林大臣
 - 一八七 アイスクリーム製造業 地方長官
 - 一八八 食料用水産加工業(壘罐詰食料品製造業及佃煮製造業ヲ除ク) 地方長官
 - 一八九 食肉加工業(壘罐詰食料品製造業ヲ除ク) 農林大臣
 - 一九〇 卵製品(冷凍卵、粉卵、ヨークチーズ、マヨネーズ等)製造業 農林大臣
- (8) 其ノ他ノ工業
- 一九一 孵卵業(孵卵器ヲ使用スルモノニ限ル) 農林大臣
 - 一九二 冷凍冷蔵業(倉庫營業ヲ除ク) 農林大臣
 - 一九三 飼料製造業 農林大臣
 - 一九四 漆器製造業 地方長官
 - 一九五 革製品製造業 商工大臣

(三) 商業

(1) 衣料品類販賣業

- 一九六 塗裝業 地方長官
 - 一九七 履物(革製品及ゴム製品ヲ除ク)製造業 地方長官
 - 一九八 鉛筆製造業 商工大臣
 - 一九九 蓄音機レコード製造業 商工大臣
 - 二〇〇 和傘製造業 地方長官
 - 二〇一 洋傘製造業 地方長官
 - 二〇二 土木建築工事請負業 商工大臣
 - 二〇三 印刷業又ハ製本業 地方長官
- (1) 衣料品類販賣業
- 一 絲、針、釦等裁縫用手藝用品小賣業 地方長官
 - 二 綿(真綿ヲ含ム)及寢具類小賣業 地方長官
 - 三 吳服織物和裝既成品小賣業 地方長官
 - 四 男子註文服仕立小賣業 地方長官
 - 五 婦人子供註文服仕立小賣業 地方長官
 - 六 洋服生地小賣業 地方長官
- 第三章 事業開始に關する許可
- 二七

第三章 事業開始に関する許可

二八

七 婦人子供既成服小賣業

地方長官

八 男子既成服(作業服及團體服ヲ含ム)小賣業

地方長官

九 洋品及服裝雜貨小賣業

地方長官

一〇 半襟細貨小賣業

地方長官

一一 履物(靴ヲ除ク)卸賣業

地方長官

一二 履物(靴ヲ除ク)小賣業

地方長官

一三 傘卸賣業

地方長官

一四 傘小賣業

地方長官

一五 靴(附屬品ヲ含ム)卸賣業

地方長官

一六 靴(附屬品ヲ含ム)小賣業

地方長官

一七 衛生材料(繻帶、三角巾、リント布及手術用
腹帶ニ限ル)卸賣業

地方長官但シ東京府
ニ在リテハ警視總監

一八 衛生材料(繻帶、三角巾、リント布及手術用
腹帶ニ限ル)小賣業

地方長官但シ東京府
ニ在リテハ警視總監

(2) 食料品類販賣業

一九 生鮮魚介藻類卸賣業

地方長官

二〇 生鮮魚介藻類小賣業

地方長官

二一 青果物卸賣業

地方長官

二二 青果物小賣業

地方長官

二三 味噌卸賣業

地方長官

二四 醬油卸賣業

地方長官

二五 味噌又ハ醬油ノ小賣業

地方長官

二六 食酢卸賣業

地方長官

二七 食酢小賣業

地方長官

二八 鹽干魚介藻類卸賣業

地方長官

二九 鹽干魚介藻類小賣業

地方長官

三〇 食料魚粉(フリカケ食ヲ含ム)卸賣業

地方長官

三一 食料魚粉(フリカケ食ヲ含ム)小賣業

地方長官

三二 ソース又ハケチャップノ卸賣業

地方長官

三三 ソース又ハケチャップノ小賣業

地方長官

三四 砂糖(黒糖ヲ含ム)卸賣業

地方長官

三五 砂糖(黒糖ヲ含ム)小賣業

地方長官

三六 氷砂糖卸賣業

地方長官

第三章 事業開始に関する許可

二九

第三章 事業開始に關する許可

- 六八 バター、人造バター又ハチーズノ卸賣業
- 六九 バター、人造バター又ハチーズノ小賣業
- 七〇 氷小賣業

三二

地方長官

地方長官

地方長官

(3) 住居用品類販賣業

- 七一 薪炭卸賣業
- 七二 薪炭小賣業
- 七三 煉炭(豆炭ヲ含ム)販賣業
- 七四 瓦販賣業
- 七五 土管販賣業
- 七六 煉瓦卸賣業
- 七七 煉瓦小賣業
- 七八 セメント卸賣業
- 七九 セメント小賣業
- 八〇 セメント製品卸賣業
- 八一 セメント製品小賣業
- 八二 タイル其ノ他ノ建築用陶工品卸賣業

農林大臣

地方長官

地方長官

地方長官

地方長官

地方長官

地方長官

商工大臣

地方長官

商工大臣

地方長官

地方長官

八三 タイル其ノ他ノ建築用陶工品小賣業

地方長官

八四 家具用布地若ハ同製品又ハ室内裝飾布地若ハ同製品ノ小賣業

地方長官

八五 陶磁器卸賣業

商工大臣

八六 陶磁器小賣業

地方長官

八七 板ガラス卸賣業

商工大臣

八八 板ガラス又ハガラス製品ノ小賣業

地方長官

八九 ガラス製品卸賣業

地方長官

九〇 金物卸賣業

地方長官

九一 金物小賣業

地方長官

九二 瓦斯用器具卸賣業

地方長官

九三 瓦斯用器具小賣業

地方長官

九四 漆器卸賣業

地方長官

九五 漆器小賣業

地方長官

九六 荒物小賣業(臺所用其ノ他ノ家庭用雜品小賣業)

地方長官

九七 耐火煉瓦又ハ耐火物(耐火木材ヲ含ム)ノ販賣業

商工大臣

九八 電氣器具(ラチオ受信機及其ノ部分品ヲ除ク)卸賣業

地方長官

第三章 事業開始に關する許可

三三

第三章 事業開始に關する許可

九九 電氣器具(ラヂオ受信機及其ノ部分品ヲ除ク)小賣業

地方長官

(4) 其ノ他雜品販賣業

一〇〇 薬工品販賣業

地方長官

一〇一 農機具販賣業

地方長官

一〇二 水産具販賣業

地方長官

一〇三 農業専用藥劑販賣業

地方長官

一〇四 蠶業機械販賣業

地方長官

一〇五 蹄釘販賣業

農林大臣

一〇六 飼料販賣業

地方長官

一〇七 油脂(一)ノ一三三ニ掲グル業ヲ行フ者ノ製造シタルモノニ限ル)販賣業

地方長官

一〇八 種苗販賣業

地方長官

一〇九 花卉販賣業

地方長官

一一〇 櫛實販賣業

地方長官

一一一 棕櫚皮販賣業

地方長官

一一二 竹材販賣業

地方長官

一一三 紙小賣業

地方長官

三四

一一四 紙製品小賣業

地方長官

一一五 文房具卸賣業

地方長官

一一六 文房具小賣業

地方長官

一一七 印刷業(印肉又ハ印材ノ小賣業ヲ含ム)

地方長官

一一八 玩具類卸賣業

地方長官

一一九 玩具類小賣業

地方長官

一二〇 運動用具小賣業

地方長官

一二一 試験用藥品販賣業

地方長官

一二二 工業用藥品(鹽專賣法、アルコール專賣法又ハ酒税法ノ適用アルモノヲ除ク)販賣業

地方長官

一二三 醫藥品卸賣業

地方長官但シ東京府ニ在リテハ警視總監

一二四 醫藥品小賣業

地方長官但シ東京府ニ在リテハ警視總監

一二五 賣薬部外品卸賣業

地方長官但シ東京府ニ在リテハ警視總監

一二六 賣薬部外品小賣業

地方長官但シ東京府ニ在リテハ警視總監

一二七 醫科機械器具卸賣業

地方長官但シ東京府ニ在リテハ警視總監

第三章 事業開始に關する許可

一二七 醫科機械器具卸賣業

三五

第三章 事業開始に關する許可

- 一二八 醫科機械器具小賣業
地方長官但シ東京府ニ在リテハ警視總監
- 一二九 齒科用品卸賣業
地方長官但シ東京府ニ在リテハ警視總監
- 一三〇 齒科用品小賣業
地方長官但シ東京府ニ在リテハ警視總監
- 一三一 醫療衛生用品卸賣業
地方長官但シ東京府ニ在リテハ警視總監
- 一三二 醫療衛生用品小賣業
地方長官但シ東京府ニ在リテハ警視總監
- 一三三 合成染料販賣業
地方長官
- 一三四 タール系中間物販賣業
地方長官
- 一三五 カーバイド販賣業
地方長官
- 一三六 塗料販賣業
地方長官
- 一三七 化粧品又ハ齒磨ノ卸賣業
商工大臣
- 一三八 化粧品(浴用石鹼ヲ含ム)又ハ齒磨ノ小賣業
地方長官
- 一三九 石炭販賣業
地方長官
- 一四〇 コークス卸賣業
商工大臣
- 一四一 コークス小賣業
地方長官但シ年五百萬觔以上販賣スルモノニ付テハ商工大臣

- 一四二 半成コークス卸賣業
商工大臣
- 一四三 半成コークス小賣業
地方長官
- 一四四 石油製品販賣業
地方長官
- 一四五 貴金屬又ハ寶石類ノ小賣業
地方長官
- 一四六 毛皮又ハ毛皮製品ノ卸賣業
地方長官
- 一四七 毛皮又ハ毛皮製品ノ小賣業
地方長官
- 一四八 鞆類小賣業
地方長官
- 一四九 寫眞感光材料卸賣業
商工大臣
- 一五〇 寫眞感光材料小賣業
地方長官
- 一五一 時計又ハ眼鏡(此等ノ附屬品ヲ含ム)ノ卸賣業
地方長官
- 一五二 時計又ハ眼鏡(此等ノ附屬品ヲ含ム)ノ小賣業
地方長官
- 一五三 珊瑚、眞珠又ハ鼈甲ノ小賣業
地方長官
- 一五四 自轉車(部分品及附屬品ヲ含ム)卸賣業
地方長官
- 一五五 自轉車(部分品及附屬品ヲ含ム)小賣業
地方長官
- 一五六 輕金屬ノ板、管、線、棒又ハ條ノ販賣業
商工大臣
- 一五七 輕金屬粉販賣業
地方長官

第三章 事業開始に關する許可

第三章 事業開始に關する許可

三八

- 一五八 輕金屬箔販賣業 商工大臣
- 一五九 輕金屬屑(輕金屬ノ再生塊ヲ含ム)販賣業 商工大臣
- 一六〇 マグネシウム地金販賣業 商工大臣
- 一六一 銅、鉛、亞鉛又ハ錫ノ地金ノ販賣業 商工大臣
- 一六二 輕合金地金販賣業 地方長官
- 一六三 螢石販賣業 地方長官
- 一六四 水晶石販賣業 地方長官
- 一六五 弗化アルミニウム販賣業 地方長官
- 一六六 黑鉛礦又ハ黑鉛ノ販賣業 地方長官
- 一六七 ビツチコークス販賣業 地方長官
- 一六八 電極販賣業 地方長官
- 一六九 電氣刷子販賣業 地方長官
- 一七〇 炭素棒販賣業 地方長官
- 一七一 黑鉛坩堝販賣業 地方長官
- 一七二 アルミナ又ハ水酸化アルミニウムノ販賣業 地方長官
- 一七三 鐵鋼販賣業 商工大臣

- 一七四 釘、針 又ハ鐵線ノ販賣業 地方長官但シ製造業者ヨリ年一千應以上ヲ買受クルモノニ付テハ商工大臣
- 一七五 熔接棒(被覆熔接棒ヲ含ム)販賣業 地方長官
- 一七六 鋼索販賣業 地方長官
- 一七七 亞鉛鐵板販賣業 地方長官但シ製造業者ヨリ年七百應以上ヲ買受クルモノニ付テハ商工大臣
- 一七八 王冠販賣業 地方長官
- 一七九 電線管(附屬品ヲ含ム)販賣業 地方長官
- 一八〇 シヤベル又ハスコップノ販賣業 地方長官
- 一八一 ツルハシ又ハハンマーノ販賣業 地方長官
- 一八二 鐵製サツシュ販賣業 地方長官
- 一八三 粉砕用ボール販賣業 地方長官
- 一八四 硬鋼線販賣業 地方長官
- 一八五 鋸螺釘販賣業 地方長官
- 一八六 珞瑯鐵器販賣業 地方長官
- 一八七 五ガロン罐販賣業 地方長官
- 一八八 ドラム罐販賣業 地方長官

第三章 事業開始に關する許可

三九

第三章 事業開始に關する許可

- 一八九 食料品罐詰用空罐販賣業 地方長官
- 一九〇 プリキ雜罐(五ガロン罐及食料品罐詰用空罐ヲ除ク)販賣業 地方長官
- 一九一 ビアノ線販賣業 地方長官
- 一九二 電氣抵抗線又ハ電氣抵抗帶ノ販賣業 地方長官
- 一九三 磨線鋼、磨棒鋼又ハ磨帶鋼ノ販賣業 地方長官
- 一九四 金屬モリアテン販賣業 地方長官
- 一九五 金屬タングステン販賣業 地方長官
- 一九六 ニツケル販賣業 地方長官
- 一九七 コバルト販賣業 地方長官
- 一九八 金屬シリコン販賣業 地方長官
- 一九九 金屬マンガン販賣業 地方長官
- 二〇〇 超硬質合金販賣業 地方長官
- 二〇一 金屬クロム販賣業 地方長官
- 二〇二 カルシウムシリサイド販賣業 地方長官
- 二〇三 ニツケル合金販賣業 地方長官
- 二〇四 石灰石販賣業 商工大臣

四〇

- 二〇五 石灰卸賣業 商工大臣
- 二〇六 石灰小賣業 地方長官
- 二〇七 窯業原料(石灰石ヲ除ク)卸賣業 地方長官
- 二〇八 窯業原料(石灰石ヲ除ク)小賣業 地方長官
- 二〇九 研削砥石販賣業 商工大臣
- 二一〇 石線製品卸賣業 商工大臣
- 二一一 石線製品小賣業 地方長官
- 二一二 擬革製品又ハヴァルガナイズト・ファイバー製品ノ販賣業 地方長官
- 二一三 革販賣業 商工大臣
- 二一四 革製品卸賣業 商工大臣
- 二一五 革製品小賣業 地方長官
- 二一六 ゴム販賣業 商工大臣
- 二一七 ゴム製品卸賣業 商工大臣
- 二一八 ゴム製品小賣業 地方長官
- 二一九 セルロイド生地販賣業 商工大臣
- 二二〇 硬化油販賣業 商工大臣

第三章 事業開始に關する許可

四一

第三章 事業開始に關する許可

四二

- 二二一 油脂製品(石鹼及蠟燭ヲ含ム)卸賣業 商工大臣
- 二二二 油脂製品(石鹼及蠟燭ヲ含ム)小賣業 地方長官
- 二二三 蠟販賣業 商工大臣
- 二二四 蠟製品(蠟燭ヲ除ク)卸賣業 商工大臣
- 二二五 蠟製品(蠟燭ヲ除ク)小賣業 地方長官
- 二二六 香料販賣業 商工大臣
- 二二七 マツチ小賣業 商工大臣
- 二二八 大豆グルー販賣業 商工大臣
- 二二九 カセイ(大豆カセイ)含ム販賣業 商工大臣
- 二三〇 旗幟類小賣業 地方長官
- 二三一 神祭具裝束小賣業 地方長官
- 二三二 佛具法衣小賣業 地方長官
- 二三三 書籍雜誌小賣業 地方長官
- 二三四 疊材料小賣業 地方長官
- (5) 其ノ他ノ商業 地方長官
- 二三五 (三)ノ第一號乃至前號ニ掲グル各事業ノ各仲介業 地方長官

(四) 交通業

- 二三六 寫眞撮影業 地方長官
- 二三七 旅行斡旋業 鐵道大臣
- 二三八 倉庫營業 商工大臣

備考

指定事業ヨリ除ク事業左ノ如シ

- 一 中央卸賣市場法第十條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル者ガ中央卸賣市場ニ於テ卸賣ノ業務ヲ爲ス場
合ニ於ケル當該事業
- 二 左ニ掲グル者ノ行フ事業

- 大正十五年勅令第九號第二條ノ免許ヲ受ケタル會社
- 日本製鐵株式會社
- 國際電氣通信株式會社
- 帝國燃料興業株式會社
- 日本輸出農產物株式會社

第三章 事業開始に關する許可

四三

陸上小運搬業(荷牛馬車、荷車、轎又ハリヤーカーニ依ル陸上ニ於ケル物品運送業及此等ノ方法ニ依ル物品運送ノ運送取扱業ニシテ小運送業法第一條ノ適用アルモノ以外ノモノ)

地方長官但シ小運送業者ノ營ムモノニ付テハ鐵道局長

日本石炭株式会社

帝國石油株式会社

尙(三)工業の七五 醫藥品(鹽專賣法、アルコール專賣法、酒税法、阿片法、賣藥法、痘苗及血清其他細菌學的豫防治療品製造取締規則又は麻藥取締規則の適用あるもの及醫藥品及衛生材料生産配給統制規則第二條の規定に依り厚生大臣の指定したる醫藥品を除く)製造業、(三)商業の二二三 醫藥品卸賣業及び同一二四 醫藥品小賣業に關しては、本令の規定に依るの外、醫藥品關係企業許可令施行細則(二四一頁參照)に據ることになつてをり、又(三)商業の二三七 旅行斡旋業に關しても別に旅行斡旋業企業許可令施行細則(二三九頁參照)が公布されてゐるから、當該事業の關係者は十分の注意が肝要である。

指定事業中最も厄介なものは物品販賣業である。換言すれば、卸賣業と小賣業の區別を如何にするか、又は生産者の販賣行爲、小賣業者の卸賣行爲に對し如何なる取扱を爲すべきかといふ問題であるが、これは物價政策とも極めて密接なる關係を有してゐる爲、當局でもこの點に關しては特に左の如き詳細なる規定を設けてゐる。

(イ) 卸賣業と小賣業の區別

卸賣業とは營業として、(A)買受けた物資を更に販賣することを業とするもの、及び(B)買受

けた物資を使用して更に物資を製造、加工又は修理を爲すの外、これを業務用の原料又は材料として使用する者に對し、物資を販賣する事業を謂ふのである。

これに對して小賣業とは、物資を販賣する事業にして右の如き卸賣業に非ざるものを謂ふ。

(ロ) 生産者の販賣行爲

物資の生産、加工又は修理を行ふ者が、その生産、加工又は修理を爲したる物資を卸賣業者に卸賣する場合には、その卸賣行爲に付ては本令の許可を要しない。然し乍ら物資の生産、加工又は修理を爲す一方に於てこれを小賣する場合は、生産、加工又は修理等の行爲に付ての工業の許可と、小賣行爲に付ての商業の許可の二つを得なければならぬ。

例へば菓子の製造業者がこれを卸賣業者に卸賣する場合には、菓子製造業者としての工業の許可を受けたのみで差支へないが、製造の傍らこれを一般に小賣する場合には、菓子製造業者としての工業、菓子小賣業者としての商業の二つの許可を得ることが必要となるのである。

(ハ) 小賣業者の卸賣行爲

小賣業者がその小賣する物資をその事業に附帶し、從として卸賣する場合は、その卸賣行爲に付ては本令の許可を要しない。例へば砂糖の小賣業者が小賣の傍らこれを菓子の製造業者に卸賣するが如き場合、パンの小賣業者がこれを喫茶店に卸賣するが如き場合には、小賣業者とし

ての許可を受けたゞけで、従たる卸賣行為は認められることになつてゐる。

(二) 指定事業の重復

例へばAなる指定事業の範囲の全部又は一部分が他のBなる指定事業の範囲内に属するときはAなる指定事業に付て許可を受ければ、Bなる指定事業に付ては許可を得なくとも、Aなる指定事業を行ふことが出来る。これは指定事業は各々個々の名稱を附されてゐるとは言ふものゝその内容に於て、例へばAなる事業の範囲の大部分若くはその一部分が他のBなる事業の範囲に属するといつたやうな所謂指定事業の重復する場合か少くないので、斯かる場合の措置として特に本規定を設けられたのである。

(3) 事業單位

第三は事業を行ふ場所即ち事業單位であつて、許可の申請を爲す場合には、工場、事業場、店舗等の事業を行ふ場所毎に申請することになつてをり、これに對する許可又は承認も總てその事業場所毎に爲されることになつてゐる。ところで實際問題として、右の事業を行ふ場所の認定は相當困難な問題であり、恐らく個々の場合その現場に當つて判断する外はないであらう。殊に行商の如くその事業を行ふ場所が一定せざる場合は、事業場所の認定は殆んど不可能に等しいので、斯かる場合には便宜上その事業を行ふ區域毎に申請を要することゝし、従つてこれに對してはそ

の事業を行ふ區域毎に許可又は承認されることになつてゐる。

例へば富山の賣藥行商人や大島の椿油賣りのやうに全国各地を行商する者は、行先各府縣の地方長官に夫々許可を申請する必要があるが、又露店商でも銀座、新宿、大阪の天満天神境内等の一定場所に毎日開店してゐる者に對してはその場所だけが指定される。従つて銀座が指定地となつてゐる商人は新宿には出られないことになるが、緣日露天商のやうに今日淺草明日は神樂坂と言つた具合に轉々として營業場所を移動する者は、その旨を申請すれば「營業地東京市内」又は「營業地大阪市内」といつた廣範圍の指定が與へられることになつてゐる。

(二) 許可の主體

本令に於ける許可の主體即ち許可機關としては、行政官廳と重要産業團體令に依つて設立された統制會である。

而して行政官廳の許可機關としては、主務大臣、地方長官、警視總監(東京府に限る)、鐵道局長の四者であるが、その中本令と最も關係の深いものは、何と言つても地方長官である。何故ならば、許可事務の殆んど大部分はこれを地方長官に委任してゐるからである。これに反し主務大臣は専ら全國一元的に統制を要する重要産業、生産力擴充産業、大規模經營事業等に付てのみ許可を爲すことゝしてゐる。その外警視總監に付ては醫療品關係、鐵道局長に付ては陸上小運送業の一部に付許可の權限

を與へてゐる。

次に許可の主體として行政官廳の外に通常考へられるものに所謂經濟團體がある。從來民間に於ては許可の主體として商會議所、商業組合、工業組合、同業組合等の自薦他薦が屢々行はれたのであるが、何分これらの團體は業者の任意團體であつて、利益擁護的な色彩が濃厚であつた爲忌避されてきた。然るに最近公益優先の理念のもとに強力なる統制力を有する統制會が漸次結成され、國家事務代行機關として活潑なる活動を開始することになつたので、本令に依る許可權限の一部を統制會の充實に伴つて逐次主務大臣の指定に依りこれを委讓することになつてゐる。その理由は統制會に對して許可權限の一部を委讓することに依つて、本令の許可事務が業界の實情に即して處理される許りでなく、統制會としてもその設立の目的たる業界の綜合的統制運営に向つて強力なる一步前進を示すことになり、又國家としても國庫の負擔を或る程度軽減することが出来るからである。

尙主務大臣が許可權限の一部を統制會に委讓したときは、その統制會の許可權限に屬する事業名及び指定統制會の名稱を官報で告示することになつてゐる。

三、許可申請の手續と許可條件

(一) 許可申請の手續

指定事業の開始に關する許可申請の手續としては、申請書に所定の事項を記載し、所定の書類を添附して、その事業を行ふ場所若くは區域を管轄する行政官廳か、又は指定統制會に提出しなければならぬ。

而して行政官廳に提出する場合には、前掲「指定事業及所管行政官廳一覽表」に従ひ、地方長官の權限に屬するものに付ては直接地方長官に提出し、主務大臣の權限に屬するものに付てはその所管に従ひ、地方長官等を経由して主務大臣に提出することになつてゐる。

(1) 申請書の記載事項

申請書に記載すべき事項は次の通りである

- (イ) 開始せんとする事業
- (ロ) 工場、事業場、店舗その他事業を行ふ場所の位置又は事業を行ふ區域
- (ハ) 物資の生産、加工、修理、販賣又は保管の事業にありては其の取扱物資の種類
- (ニ) 事業開始の豫定時期
- (2) 申請書に添附すべき書類

(イ) 團體に在りては定款、寄附行爲その他これに準ずるもの、財産目録、貸借對照表及び損益計算書、個人に在りては履歷書

(ロ) 當該事業以外の事業を行ふ場合に在りては、その事業の概要を記載したる書面

(ハ) 物資の生産、加工、修理、保管又は運送の事業に在りては、その事業に屬する主要設備及びその能力を記載したる書面

(二) 許可に關する附帶條件

既に述べたる如く事業の開始が計畫的に處理され、且事業をして國家的に運用すべく義務づけられる以上、許可の場合と雖も無條件に許可されるといふことは考へられない。茲に於てか、主務官廳又は指定統制會が事業開始に關する許可又は承認に付、必要ある場合は條件を附し得る旨の一項を特に設けてゐるのであつて、その條件は大體次の如き警告的な要請と、制裁的な要請とに區別することが出來やう。

(1) 警告的 要請

(イ) 行政官廳の企業の整備方針を全面的に遵守すること

(ロ) 許可を受けた際の取扱ひ物資以外の物資の取扱を爲さざること

(ハ) 許可を受けたる事業の運営に付一般消費者及び關係業者の公正なる利益を害せざること

(2) 制裁的 要請

(イ) 正當の事由なくして六ヶ月以内に事業を開始せず、又は引續き六ヶ月以上その事業の全部

又は一部を休止したるときは許可を取消すこと

(ロ) 右の警告的 要請に違背し又は經濟統制法令其の他統制に關する行政官廳の指示その他の措置に違背したるときは、その事業の制限又は許可の取消をなすことあるべきこと

第四章 事業委託に關する許可

一、事業委託の意義と許可規定設定の理由

(1) 委託の 意義

本令に於ける許可事業の第二は、事業の委託に關する許可であつて、今後指定事業を行ふ者がその事業を他人に委託せんとするときは、必ず行政官廳の許可又は指定統制會の承認を要することになつてゐる。

さて茲で問題となるのは、所謂委託の意義に付てであるが、これは受託者が委託者の名儀に於て事業の經營をなす場合——といふ狭い意味に解すべきあり、損益計算の歸屬とは必ずしも直接關係を有しないこと勿論である。即ち要約すれば、Aの名義を以て實際の營業はBが行ふといふやうな所謂名

義貸の場合を稱するのである。

従つて最近特に問題となつてゐる企業合同の場合の委託に付て言ふならば、現在の合同形態は多く組合を中心として、個々の營業權を組合に委託するといふ形式を採つてをり、課税も個々の業者に對して賦課されてゐるから、この場合には組合と組合員の兩者が許可の對象となる譯である。尤も企業合同に依つて營業權を讓渡し既に轉廢業を爲した者に對しては、事業開始不許可の原則が堅持されること既に述べたる通りである。

又百貨店に於ける委託の場合、即ち百貨店が店内の一部を貸して、その賣上の幾許かを徴収するが如き場合には、その賣場を借りた業者を一企業主と看做し、許可の對象とせられることになつてゐる

(2) 許可規定設定の理由

本令に於て事業の委託を特に許可の對象とした理由に付ては大體次の三點を列擧することが出来る

(イ) 本令の施行に伴ふ事業の權利化を防止するため

(ロ) 適材適所主義の見地より不適任者に經營の移轉することを防止するため

(ハ) 事業主體の責任と所在を常に明確ならしめておくため

尙事業委託に関する當局の許可方針は、前掲「本令の運用方針」の項に於て詳述せる如く、原則として不許可方針を以て臨み、生産力擴充上或は經濟、社會政策上特に必要ある場合に限り例外許可が

與へられることになつてゐる。

二、許可申請の手續

事業委託に関する許可又は承認を受ける場合には、委託許可申請書に所定の事項を記載し、これに所定の書類を添附して、委託者の事業を行ふ場所或はその區域を管轄する行政官廳又は指定統制會に提出することになつてゐる。

(1) 申請書の記載事項

申請書には左記の事項を明瞭に記載し、且受託者の連署を必要とする。

(イ) 委託せんとする事業の範圍

(ロ) 委託の豫定期間及び期間

(ハ) 委託せんとする事由

(ニ) 受託者の氏名又は名稱及び住所

(2) 申請書に添附すべき書類

許可申請書に添附すべき書類は左の通りである。

(イ) 受託者の行ふ事業の概要を記載したる書面

(ロ) 團體たる受託者に在りては定款、寄附行爲その他これに準ずるもの、財産目録、貸借対照表及び損益計算書
個人たる受託者に在りては履歴書

第五章 事業設備の新設、擴張又は改良に関する許可

一、許可規定設定の理由と指定設備

(一) 許可規定設定の理由

第三に本令の許可を要する事項は、事業設備の新設、擴張又は改良を爲さんとする場合に於けるそれであるが、然らば當局は何故に、事業設備の新設、擴張又は改良に關して許可を要することとしたかと言へば、

(イ) 設備が生産力の中核として事業運営の基礎要件をなすこと

(ロ) 資材、勞力、資金等の合理的動員をなすこと

(ハ) 設備の新設、擴張等は或る意味に於て事業の内包的開始と看做し得ること
等に鑑み、特にこれを許可事項と定めた次第である。

(ニ) 指定設備

然し乍ら凡ゆる事業設備の新設、擴張又は改良に付て一々許可を要することになれば、徒らに煩瑣に屬するのみならず、無意味にも等しいので、許可を要する設備に付ては豫め主務大臣がこれを指定し、その指定設備の新設、擴張又は改良の場合に限り、主務官廳の許可又は指定統制會の承認を要することとしたのである。

而して差當つての指定設備としては、本令の目標を先づ生産力の統制に置くといふ建前から、工業及び倉庫營業に關する設備を指定するに止め、商業に於ける設備にはこれを及ぼさざることにしてゐる。従つて商店のウインドを廢してこれを賣場に擴張するとか、或は賣場を變更して店内の内部を改造すると言つた場合の擴張又は改良は本令の許可を要しないのである。

即ち商工大臣及び農林大臣より、新設、擴張又は改良に關し許可又は承認を受くべき設備として指定された所謂指定設備は次の如くである。

商工大臣指定の設備

事業	指定設備
輕金屬板製造業 輕金屬管製造業 輕金屬線製造業 輕金屬條製造業 輕金屬箔製造業 輕金屬粉製造業 輕金屬鑄物業（航空機製造事業法ノ適用アルモノヲ除ク） 非鐵金屬ダイ鑄物業（航行機製造事業法ノ適用アルモノヲ除ク） 輕金屬酸化皮膜加工業 輕合金製造業（航空機製造事業法ノ適用アルモノヲ除ク） 銅又ハ銅合金ノ板ノ製造業 銅又ハ銅合金ノ管ノ製造業 銅又ハ銅合金ノ線ノ製造業 銅又ハ銅合金ノ棒ノ製造業	熔融爐、燒鈍爐及壓延機（ロール） 熔融爐、燒鈍爐、壓出機及抽伸機 熔融爐、燒鈍爐、壓出機、壓延機（ロール）及抽伸機 熔融爐、燒鈍爐及壓延機（ロール） 同 早封度以上ノ重量ヲ有スル胴突裝置及微粉用ボールミル 熔融爐 熔融爐及鑄造機 電解槽及蒸壓釜 熔融爐 加熱爐及壓延機（ロール） 加熱爐及壓出機 同 同

事業	指定設備
銅又ハ銅合金ノ條ノ製造業 釘製造業 針金製造業 鐵線製造業 熔接棒（被覆熔接棒ヲ含ム）製造業 鋼索製造業 亞鉛鐵板製造業 王冠製造業 シヤメル又ハスコップノ製造業 鐵製サッシュ製造業 硬鋼線製造業 紙螺釘製造業 五ガロン罐製造業 ドラム罐製造業 食料品罐詰用空罐製造業 アリキ雜罐（五ガロン罐及食料品罐詰用空罐ヲ除ク）製造業 ヒアノ線製造業	同 製釘機及伸線機 伸線機又メツテ槽 伸線機 伸線機及切斷機 伸線機、製鋼機、撚線機、卷取機及燒入爐 メツキ槽 打拔機 同 切斷機 伸線機及燒入爐 製紙機及フリクシヨンプレス 打拔機及自動製罐機 打拔機及卷縮機 同 同 伸線機

第五章 事業設備の新設、擴張又は改良に関する許可

五八

電氣抵抗線又は電氣抵抗帶ノ製造業(電氣用品取締規則ノ適用アルモノヲ除ク)	熔解爐及伸線機
磨線鋼製造業	冷間壓延機、伸線機及研磨機
磨棒鋼製造業	同
磨帶鋼製造業	同
金屬モリブデン製造業	鑽石熔解釜(鍋)及還元爐
金屬タングステン製造業	同
ニッケル製造業	熔鋼爐、回轉爐、焙燒爐、轉爐及電解槽
コバルト製造業	熔解爐、攪拌槽、焙燒爐及電解槽
金屬シリコン製造業	電氣爐
金屬マンガンを製造業	電氣爐及電解槽
金屬クロム製造業	同
超硬質合金製造業	水素環流電氣爐及ボールミル
カルシウムシリサイド製造業	電氣爐
ニッケル合金製造業(製鐵事業法ノ適用アルモノヲ除ク)	熔解爐
金屬メッキ業	メッキ槽
珐瑯鐵器製造業	打拔機、切斷機、生地加工機及燒成窯
倉庫營業	倉庫及附屬設備

註 右設備の新設、擴張又は改良に付アルミニウム屑配給統制規則、鑄造設備制限規則又は製鐵設備制限規則の適用を受くるものは除く

農林大臣指定の設備

事業	指定設備
油脂製造(精製工程迄)業(蠟油搾油業ヲ除ク)	搾油用壓搾機、抽出罐
飼料製造業	粉碎機、配合機
孵卵業	孵卵設備
味噌製造業	豆蒸器、麴室設備、仕込桶(タンクヲ含ム)
醬油製造業	豆蒸器、麴室設備、仕込桶(タンクヲ含ム)、壓搾機、搾油機
調味料アミノ酸製造業	分解釜、壓搾機
ソース及ケチャップ製造業	煮沸釜、貯藏桶
冰糖製造業	結晶罐、分蜜機
砂糖再製業	遠心分蜜機、濃縮釜
甘草エキス製造業	浸出釜、濃縮釜
グルタミン酸ソーダ製造業	分解釜、濃縮釜、濾過器、結晶釜
菓子製造業	

第五章 事業設備の新設、擴張又は改良に関する許可

五九

第五章 事業設備の新設、擴張又は改良に関する許可

- 一、ビスケット類
- 二、キャンデー類
- 三、チョコレート
- 四、掛物類
- 五、干菓子類
- 六、打物類
- 七、焼物類
- 八、米菓類
- 九、煎餅
- 一〇、オコシ類
- 一一、油菓類
- 一二、甘納豆
- 一三、砂糖漬類
- 一四、生洋菓子
- 一五、和生菓子
- 一六、キャラメル
- 一七、菓子パン

- 竈、拔型
 煮沸鍋
 攪拌機、流型
 掛物鍋
 木型
 木型
 竈、天板
 燒釜、金網
 煎餅型
 オコシ盤板
 揚鍋
 煮沸鍋、乾燥梓
 煮沸鍋、漬込桶
 天板、竈
 蒸器、鍋
 攪拌機付溶解鍋
 天板、竈
 粉碎機、水壓機、乾燥機

- 水飴製造業
 佃煮製造業
 煮豆製造業
 煎豆製造業
 穀粉(小麦粉ヲ除ク)製造業
 漬物製造業
 納豆製造業
 豆腐製造業
 凍豆腐製造業
 鹽罐詰食料品製造業(輸出水産物罐詰製造許可規則又ハ酪農業調整法第五條ノ規定ノ適用アルモノヲ除ク)
 製茶業(荒茶製造業ヲ除ク)
 湯葉製造業
 カラメル製造業
 醬金粉製造業
 チーズ製造業
 アイスクリーム製造業

- 糖化設備、濾化設備、蒸發設備
 煮釜
 煮鍋、煮釜
 煎鍋、煎釜
 豆煎器、製粉機
 壓搾機、タンク又ハ漬込桶、切斷機
 豆蒸器、麴室
 豆摩機、煮釜、揚鍋
 豆摩機、乾燥機、冷蔵機
 蓋付機、卷縮機
 製茶再製設備
 豆摩機、煮釜
 糖化罐、真空罐又ハ蛇管
 製粉機
 凝固設備
 氷結設備

第五章 事業設備の新設、擴張又は改良に関する許可

(三) 本令の適用除外例

臨時資金調整法第四條の二の規定に依り許可を受くる場合、又は同條但書の規定に依り許可を受くることを要せざる場合に於ては、五萬圓(特別の場合には三萬圓)以上の事業設備の新設、擴張又は改良に關し本令の許可又は承認を受くることを要しないことになつてゐる。その理由は、右の調整法に於つて充分所期の目的が達せられるため、更に本令の規定を重複適用するの必要がないからである。

(註) 臨時資金調整法(昭二・九・二〇・法律八六)抄録

第四條ノ二 命令ノ定ムル限度ヲ超ユル事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲サントスル者ハ之ニ付政府

- ノ許可ヲ受クベシ但命令ノ定ムル者及左ノ各號ノ一ニ該當スル資金ニ依ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 一 金融機關ヨリノ借入金
 - 二 他人ヲシテ引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サシメタル社債ノ收入金
 - 三 本法ニ依リ設立又ハ資本増加ニ付認可ヲ受ケタル場合ノ會社ノ第一回拂込株金又ハ出資金
 - 四 本法ニ依リ拂込又ハ募集ニ付許可又ハ認可ヲ受ケタル場合ノ會社ノ拂込株金又ハ社債收入金

二、許可申請の手續

指定設備の新設、擴張又は改良に關する許可又は承認を受くる場合には、所定の事項を記載したる

許可申請書を當該設備の屬する事業場を管轄する行政官廳又はその事業に付指定統制會あるときは當該統制會に提出しなければならぬ。

尙新規に事業を開始し、これと同時に指定設備の新設又は擴張を行ふ場合にあつては、事業開始の許可申請と同時に、指定設備の新設又は擴張に關する許可の申請書を提出することになつてゐるから此の點は特に注意が肝要がある。

指定設備の新設、擴張又は改良を爲さんとする場合に於ける許可申請書の記載事項は左の通りである。

- (イ) 新設、擴張又は改良を爲さんとする設備及びその能力
- (ロ) 新設、擴張又は改良を爲さんとする設備に依り生産、加工、修理又は保管を爲すべき物資の種類

(ハ) 工事の著手及び完成の豫定期

(ニ) 設備の新設、擴張又は改良を爲さんとする事由

第六章 事業開始の例外規定

一、現行業者に対する適用除外

(一)許可申請義務の免除

本令は當初凡ゆる指定事業に付一應開始の許可に係らしむる方針であつたが、立法技術上困難な問題があるので、許可の対象より除外したものが二つある。即ちその一は本令公布の際現に指定事業を営みつゝある者所謂現行業者であり、その二は相續の場合であるが、先づ現行業者の適用除外から述べてゆかう。

本来ならば現行業者の手腕、力柄は本令の目的とするところは必ずしも合致しないのであるから本令の公布と同時に、指定事業の開始に關する許可に係らしむべきであるが、前述の理由に依り、本令に於ては改めて許可申請を爲すべき義務を免除し、單に報告書を提出することに依つて、既得權を認められ、その事業を繼續し得ることとなつてゐる。

尤も現行業者と雖も、事業の委託、設備の新設、擴張又は改良、事業場所の變更、事業の讓渡又は相續その他の報告義務に付ては、本令の許可を受けた新規開業者と同一の制限に服さなければならぬ

いこと勿論である。

(二)報告書の提出

本令に依る指定事業の指定ありたる日、即ち昭和十六年十二月十三日現在に於て指定事業を行ふ所謂現行業者は、國家總動員法第三十一條の規定（政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得）に基き、本令公布の昭和十六年十二月十三日より六十日以内即ち昭和十七年二月十日迄に、所定の事項を記載したる報告書を、市區町村長を經由して主管行政官廳に提出しなければならぬ。此の場合特に注意を要することは、「指定業種及び主管官廳一覽表」に依つても瞭かなる如く、指定業種が品目別に細別されてゐる爲、例へば呉服屋等に於て寢具類、綿等を取扱つてゐる如く、取扱商品が二つ以上の指定業種に亘つてゐる場合には、洩れなくこれを別記することである。若し記入洩れの場合にはその商品に付ては今後取扱ふことが出来なくなるから十分の注意を拂つて戴きたい。

(三)報告書の記載事項

報告書に記載すべき事項は左の通りである。

(イ)現在行つてゐる事業

(ロ)工場、事業場、店舗その他の事業を行ふ場所の位置又は事業を行ふ區域

(ハ)物資の生産、加工、修理、販賣又は保管の事業に在りてはその取扱物資の種類

(ニ)当該事業を開始したる時期

尙右の報告期間中に本人が死亡したやうな場合には、相続人がこれに代つて報告をしなければならぬのである。

又昭和十六年十二月十三日現在に於て指定事業を営みつゝある所謂現行業者が、その日から起算して六十日以内即ち昭和十七年二月十日迄にその事業の全部又は一部を廢止するときは、その廢止する事業に付ては報告の義務を免除されることになつてゐる。

二、相続の場合に於ける適用除外

(一)適用除外の理由

相続人が被相続人の行ふ指定事業を承継した場合には、本令の許可又は承認ありたるものと看做しその指定事業を繼續し得ることになつてゐるが、これは現行業者の場合に於ける適用除外と異り、一に我國の家族制度から出發した特例である。

勿論相続の場合は、事業主體の變更を伴ふものであるから、經營者の手腕識見に重點を置く本令の精神からすれば、當然許可を要するところであるが、一方我國の家族制度は祖先崇拜、父業傳承を以

てその本體とするものであるから、本令に於ては特に此の點に鑑み、相続の場合は許可を要しないことに定められたのである。

尤も藥種商や藥劑師の如く一定の資格を要する事業を相続せる場合に於ては、主務大臣の定むる期間内に限り許可又は承認を要せずしてその承継せる事業を営むことが出来ることになつてをり、又その期間内に指定事業の開始に關する許可申請書を提出した場合は、その申請に對する處分のある日までに引續き營業を繼續することが出来るのである。

(二)報告書の提出手續

指定事業を相続せる場合に於ける報告の手續は、現行業者の場合とほゞ同様であつて、相続人は相続の事實を知つた日から六十日以内に、相続ありたることを證する書面即ち戸籍謄本又は戸籍抄本を添附して、必要事項を記載したる報告書を市區町村長を経由の上所管行政官廳に提出することになつてゐる。

尙報告書の記載事項に付ては何等の規定も設けられてゐないが、大體左記の事項を記載すれば足りであらう。

(イ)相続せる事業

(ロ)被相続人の氏名

(ハ)相續人の氏名及び生年月日

(ニ)相續發生の事由

(ホ)相續開始の時期

第七章 事業の廃止と委託の終了

一、事業の廃止

(一) 事業廃止の報告義務

本令に於ては指定事業の廃止に付ては自由放任主義がとられてをり、その事業の全部又は一部を廃止したるときには、單にその旨を記載したる報告書に、その事由を記載したる書面を添附して遅滞なく所轄行政官廳に提出すべしといふ所謂報告義務を課せられてゐるに過ぎない。

然らば事業の開始に際しては許可を要することとし、且この場合に於ては原則として不許可方針が堅持せられるのに對し、事業の廃止に關しては單に報告義務を課するに止めたといふ理由は一體奈邊に在るかと言へば

(イ) 企業整理の促進

(ロ) 過剩業者の自然的調整

(ハ) 轉廢業の促進

等を庶幾せる結果に外ならない。

従つて將來經濟機構の整備に依り、適材適所主義の原則が普遍化した曉に於ては、事業の廃止に付ても、可なり強力な統制が實施されるものと豫想されるのである。

(二) 事業廢止の程度

次に問題となるのは事業廢止の程度に付てあるが、大體に於て全部廢止と見るべき場合は、先づ指定事業を廢止したる場合と、事業場を閉鎖した場合の二つであらう。更に一部廢止とは所謂事業の縮小に依り、事業場所を縮小した場合を指すのであつて、災害の發生、配給物資の杜絶等に依り、一時休業状態に陥つた場合の如きは、一概に事業の廢止と見るべからざること勿論である。

(三) 報告義務免除の特例

指定事業の指定ありたる際即ち昭和十六年十二月十三日現在に於て指定事業を營みつゝある所謂現行業者が、その日より起算して六十日以内即ち昭和十七年二月十日迄にその事業の全部又は一部を廢止するときは、その廢止したる事業に付ては事業廢止の報告義務を免除されることになつてゐる。又指定事業の相續人が相續の事實を知つた日から起算して六十日以内に、その事業の全部又は一部を廢

止するときは、右と同様その廢止したる事業に付ては報告義務を免除せられてゐる。

二、事業委託の終了

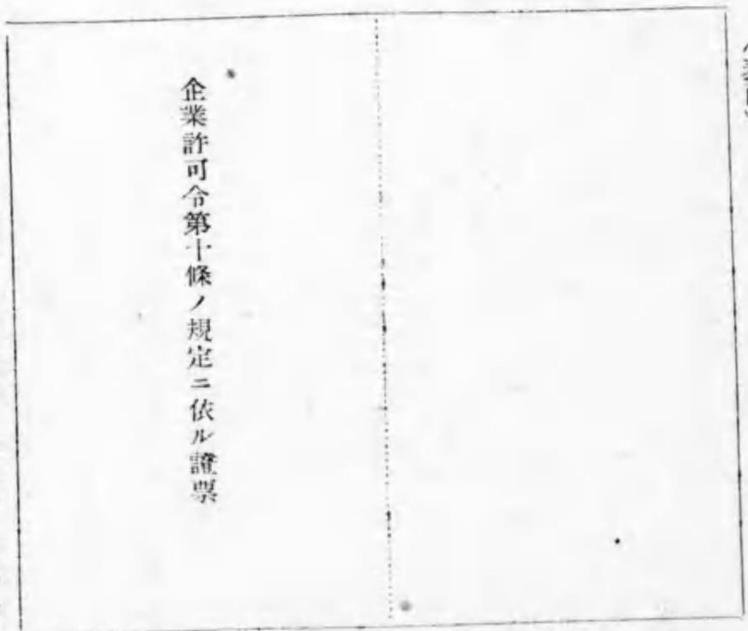
指定事業を行ふ者がその事業を他人に委託せんとするときは「第四章 事業委託に關する許可」の項に於て詳述したる如く、必ず行政官廳の許可又は指定統制會の承認を要することになつてゐるが、右の委託が終了した場合にも、遲滞なくその旨を記載したる報告書を、委託者の事業場所を管轄する行政官廳に提出しなければならないことになつてゐる。

第八章 事業の監督と罰則

一、事業の監督

指定事業の監督に關しては行政官廳に於て必要ありと認めたとときは、國家總動員法第三十一條の規定に基き、いつでも指定事業を行ふ者に對してその事業に關する報告を命じ得ることになつてをり、又當該官吏をして工場、事業場、店舗、倉庫、事務所その他の場所に臨檢し、業務の狀況若しくは帳簿書類その他の物件を検査せしめることが出来ることとしてゐる。尙當該官吏をして臨檢検査せしめる場合には、その身分を示す爲に左の如き證票を携帯せしめることになつてゐるから、留意すべきであらう

(表面)



(裏面)

第 號	昭和 年 月 日交付
官 職	當該官廳印 氏 名
<p>國家總動員法第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得</p> <p>國家總動員法第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス</p> <p>企業許可令第十條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ指定事業ヲ行フ者ヨリ其ノ事業ニ關スル報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ工場、事業場、店舗、倉庫事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得</p> <p>前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ關係官廳ノ定ムル所ニ依リ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ</p>	

【註】 用紙の大きさは日本標準規格A6とし、中央點線のところより二つ折と爲す。

二、提出書類及び本令施行に關する別段の命令

本令施行の円滑を期するために、本令に依つて提出すべき申請書又は報告書類、或は本令の施行に關して、主務大臣が必要ありと認めたときは別段の定を爲し、又は爲さしめ得ることになつてゐるが本規定に基いて發動せられたるものは、昭和十六年十二月二十七日現在に於て左の通である。

(一) 提出書類に關する別段の命令

石炭販賣業者にして石炭の販賣に關する商業組合、石炭配給調整の規則第七條第一項の指定仲買團體又は同則第七條の三の指定小賣團體の組合員團體員、社員又は株主たるもの及び煉炭(豆炭を含む)の販賣業者にして煉炭(豆炭を含む)の販賣に關する商業組合の組合員たるものは、本令第十一條の規定に依る報告書(昭和十六年十二月十三日現在に於て指定事業を行ひつゝあるといふ所謂現行業者の報告書)に、當該組合又は團體の組合員、團體員、社員又は株主たることを證明する書面を、他の必要書類と共に添附しなければならない。

(註) 石炭配給調整規則(昭一五・八・一・商令五七)抄録

第七條第一項 石炭ノ販賣業者ノ團體又ハ石炭ノ販賣業者ヲ社員若ハ株主トスル會社ニシテ商工大臣ノ指定シタルモノ(以下指定仲買團體ト稱ス)ハ毎年上期及下期ニ於ケル當該指定仲買團體及其ノ團體員、

社員又ハ株主タル石炭ノ販賣業者ノ取扱ニ係ル石炭ノ配給計畫ヲ定メ商工大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第七條ノ三 石炭ノ販賣業者ノ團體又ハ石炭ノ販賣業者ヲ社員若ハ株主トスル會社ニシテ地方長官ノ指定シタルモノ(以下指定小賣團體ト稱ス)ハ毎年上期及下期ニ於ケル當該指定小賣團體及其ノ團體員、社員又ハ株主タル石炭ノ販賣業者ノ取扱ニ係ル石炭ノ小賣計畫ヲ定メ上期ノモノニ付テハ三月二十二日迄ニ、下期ノモノニ付テハ九月二十日迄ニ之ヲ地方長官ニ提出スベシ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ

(二) 本令施行に關する別段の命令

(1) 旅行斡旋業企業許可令施行細則

指定事業中商業二三七の旅行斡旋業はその本質が他の工業や商業等と著しく異つてゐる爲、旅行斡旋業者は本令に依るの外、別に旅行斡旋業企業許可令施行細則の定むる所に據ることゝなつてゐる。即ち旅行斡旋業企業許可令施行細則の概要は次の通りである。

(イ) 指定事業として指定されてゐる旅行斡旋業とは左の事業を謂ふ。

(一) 他人の爲め旅行計畫を樹て又は旅行に必要な交通機關若しくは旅館商店等の斡旋を爲す事業

(二) 旅行者の通譯案内を爲す事業

(ロ) 旅行斡旋業の開始に關する許可を得んとする場合には、左の事項を記載したる申請書を鐵道大

臣に提出すること。

- (一) 本籍及住所
 - (二) 個人經營の場合は氏名又は商號、法人の場合はその名稱及び代表者の氏名
 - (三) 事業を行ふ店舗の名稱及び所在場所
 - (四) (一)に掲ぐる事業の種別
 - (五) 事業の主たる經營方法
 - (六) 斡旋料及び取扱條件
 - (七) 従業員の數
 - (八) 事業開始の時期
- (ハ) 右の許可申請書には所定の必要書類の外左の書類を添附すること
- (一) 市町村長の身元證明書
 - (二) 旅行者の通譯案内の事業を営まんとする者に在りては案内業者取締規則第二條の規定に依る免許證の寫
 - (ニ) 昭和十六年十二月十三日現在に於て旅行斡旋業を営みつゝある者は(ロ)に掲げたる事項を記載したる報告書を昭和十七年二月十日迄に鐵道大臣に提出すること
 - (ホ) 申請書、報告書その他の書類は最寄驛を管轄する鐵道局長を経由して鐵道大臣に提出すること

(ヘ) 鐵道局長が許可申請書を受理したときは、これに對する意見を附して鐵道大臣に進達すること

(2) 醫藥品關係企業許可令施行細則

指定事業中工業に屬する醫藥品(鹽專賣法、アルコール專賣法、酒税法、阿片法、賣藥法、痘苗及血清其他細菌學的豫防治療品製造取締規則又は麻藥取締規則の適用あるもの及び醫藥品及衛生材料生産配給統制規則第二條の規定に依り厚生大臣の指定したる醫藥品を除く)製造業、並びに商業の部の醫藥品の卸賣業及び醫藥品の小賣業に關する本令の施行に關しては、本令に定むるものを除くの外醫藥品關係企業許可令施行細則の定むるところに依ることゝされてゐる。

即ち醫藥品關係企業許可令の概要を列擧すれば次の通りである。

(イ) 醫藥品の製造事業を營むものに對しては令三條第二項の規定は適用されない

(註) 令第三條第一項

前項ノ許可又ハ承認ハ工場、事業場、店舗、其ノ他ノ事業ヲ行フ場所(事業ヲ行フ場所一定セザル業態ノ事業ニ付テハ事業ヲ行フ區域ヲ含ム)毎ニ之ヲ爲ス但シ主務大臣別段ノ定ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

(ロ) 醫藥品の製造、卸賣及び小賣事業を行ふ者に對しては、令第五條第一項の規定はこれを適用されない

(註) 令第五條第一項

相續人が被相續人ノ行フ指定事業ヲ承繼シタルトキハ相續人ハ第三條ノ許可又ハ承認ヲ受ケタルモノト看做ス但シ主務大臣別段ノ定ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

- (ハ) 醫藥品の製造、卸賣及び小賣事業の開始に關する許可申請書には、所定の事項を記載する外
- (一) 製造事業を行ふ者に在りては藥劑師又は製藥者の免許の區別
- (二) 卸賣及小賣事業を行ふ者に在りては藥劑師、藥種商、賣藥營業又は賣藥請賣營業者の區別を記載すること

- (ニ) 製造事業を行ふ者が工場事業場、店舗等を變更した場合は直ちに厚生大臣にその旨を報告する

- (ホ) 製造事業を行ふ者の厚生大臣に提出すべき書類は、主たる營業所の所在地を管轄する地方長官(東京府に限り警視總監)を経由すること

三、提出書類の經由機關

本令によれば、主務大臣に提出すべき申請書又は報告書等の書類は、原則として、一應その事業を行ふ場所を管轄するこれらの行政官廳に提出し、これを経由しなければならぬことになつてゐるが、

差當り經由機關としての行政官廳としては、地方長官、警視總監、鑛山監督局長(石炭鑛業について)鐵道局長等が算へられる。

但し例外として石油代用燃料使用裝置製造業(造船事業法の適用あるものを除く)に關する提出書類は、これをその事業場所を管轄する地方長官(東京府に在りては警視總監)を経由せずして直接商工大臣宛に提出することになつてゐる。

更に地方長官等に提出する書類については、行政官廳ではないが、市町村長を事實上の經由機關として利用することは何等差支なからうと思はれるのである。

尙指定事業に付指定統制會の指定あるときは、行政官廳に提出すべき報告書は一應その指定統制會を経由することになつてゐるが、現在(昭和十六年十二月末日)では未だ指定統制會が指定されてゐないから、直接行政官廳に提出して差支へない譯である。

四、訴願及び行政訴訟

普通營業免許の拒否又は取消に關する行政官廳の不當、不法なる處分に對しては訴願又は行政訴訟を提起し得ることとなつてゐるが、本令は全面的に不許可の方針を堅持し、且つ本令の目的の範圍内に於て、可なり廣汎なる自由裁量の餘地が残されてゐる上、前記の營業免許は原則として、警察許可

の場合に限るといふ學說もあるので、今後なほ研究の餘地が残されてゐると言へやう。

五、罰 則

本令に違反せる場合は經濟警察の摘發を受け國家總動員法に基いて處罰されることになつてゐる。

一、二年以下の懲役又は三千圓以下の罰金に處せられるもの

事業開始の許可、事業委託の許可及び事業設備の新設、擴張又は改良に關する許可の命令に違反した場合は、國家總動員法第三十四條の適用を受けて、二年以下の懲役又は三千圓以下の罰金に處せられ、情狀の如何に依つては體刑と罰金刑を併科されることになつてゐる。

二、千圓以下の罰金に處せられるもの

本令の規定に依り提出すべき報告を怠り、又は報告を爲すも虚偽の報告を爲したる場合には、國家總動員法第三十八條に依り千圓以下の罰金に處せられると共に、營業停止の處分を受ける。

この場合例へば、數個の營業許可權を持つてゐるとすればどうなるかといふと、その中の一つの業種の違反をなした場合は、原則としてはその業種のみ剝奪されるが、違反の性質によつては全部の許可を取消されることになつてゐる。

三、六月以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處せられるもの

令第十條に依る當該官吏の検査を拒み、妨げ又は忌避したる場合には、國家總動員法第四十二條の規定に基いて、六月以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處せられる。

これは所謂職務執行拒否犯と稱するもので、暴行若しくは脅迫の範圍に至らざる程度に於て行はれる犯行を指すのであつて、暴行又は脅迫を以て當該官吏の職務執行を拒否又は妨害せる場合には刑法第九十五條に依る犯罪が成立することとなるのである。

(註) 國家總動員法(昭一三・四・一・法律五五)抄録

第十六條 政府ハ戦時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ制限若ハ禁止シ又ハ總動員業務タル事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ命ズルコトヲ得

第十六條ノ三 政府ハ戦時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業ノ開始、委託、共

同經營、讓渡、廢止若ハ休止又ハ法人ノ目的變更、合併若ハ解散ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十一條ノ規定ニ依ル制限若ハ禁止又ハ命令ニ違反シタル者

二 第十六條ノ規定ニ依ル制限若ハ禁止又ハ命令ニ違反シタル者

三 第十六條ノ二ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

- 四 第十六條ノ三ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
- 五 第十七條若ハ第十八條第五項ノ規定ニ違反シ認可ヲ受ケズシテ統制協定若ハ統制規程ヲ設定、變更若ハ廢止シ又ハ第十七條若ハ第十八條第五項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
- 六 第二十三條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ保有ヲ爲サザル者
- 七 第二十六條ノ規定ニ違反シ生産、修理又ハ設備ヲ爲サザル者
- 第三十五條 前四條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情狀ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得
- 第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得
- 第三十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
 - 一 第十八條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ團體又ハ會社ノ設立ヲ爲サザル者
 - 二 第十八條第六項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
 - 三 第三十條ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シタル者
 - 四 第三十一條ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者
- 第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

六、雜 則

- (一) 本令に於て主務大臣と規定されてゐるところは、朝鮮では朝鮮總督、臺灣では臺灣總督、樺太では樺太廳長官、南洋群島では南洋廳長官がこれに代ることになつてゐる。又閣令とあるところは朝鮮では朝鮮總督府令、臺灣では臺灣總督府令、樺太では樺太廳令、南洋群島では廳令に當る。
- (二) 本令は内地に於ては昭和十六年十二月十三日より、朝鮮、臺灣、樺太又は南洋群島等の外地に於ては昭和十六年十二月廿六日より之を施行されるのである。

第九章 結 語

以上で大體本令の内容を盡した譯であるが、最後に一筆附記したいことは、巷間の一部に於て、本令施行の結果指定事業より除外された自由事業を目指し、産業豫備軍が殺到して、該業界を一大混亂に陥れはせぬかと恐れてゐる向のあることである。然し乍らかかる虞れのある場合には、當局に於ても當然これに對應すべく追加指定について適當なる考慮が拂はれるであらうし、現に指定洩れの事業に對してはそれ／＼別個の統制方策を實施すべく考究されつゝあるものも相當多數に上つてゐる由であるから、この點に付て憂慮する必要はあるまいと思ふ。

本令は我が國産業經濟界多年の懸案であり、且つその適用範圍も著しく廣汎に亘つてゐて、その意義たるや正に決戰體制下に於ける産業再編成の劃期的使命を有するものと言はざるを得ない。従つてその影響するところ亦甚大なるべく、これが施行の前途にはなほ幾多困難の豫想されることを覺悟しなければならぬ。しかも、本令の目途するところは、近きより遙か遠く高きところに及んでゐる。彼此思ひ廻らせば、本令の運用また決して容易なりとは斷じ難いのであつて、須らくこれが圓滑なる運用を圖るには、行政官廳の緩嚴その所を失はざる處置と、一般業界の心からなる協力を期待しなければならぬのである。

企業許可令

(昭和十六年十二月十日
勅令第千八百四十四號)

朕企業許可令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

企業許可令

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第十六條ノ規定ニ基ク事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ制限及國家總動員法第十六條ノ三ノ規定ニ基ク事業ノ開始又ハ委託ニ關スル命令ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ハ國民經濟ノ總力發揮ニ資スル爲企業ノ整備統制ノ基礎ヲ確立スルコトヲ目的トス

第三條 閣令ヲ以テ指定スル事業(以下指定事業ト稱ス)ヲ開始セントスル者ハ閣令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ許可又ハ重要産業團體令ニ依ル統制會ニシテ主務大臣ノ指定スルモノ(以下指定統制會ト稱ス)ノ承認ヲ受クベシ

前項ノ許可又ハ承認ハ工場、事業場、店舗其ノ他ノ事業ヲ行フ場所(事業ヲ行フ場所一定セザル業態ノ事業ニ付テハ事業ヲ行フ區域ヲ含ム)毎ニ之ヲ爲ス但シ主務大臣別段ノ定ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ行政官廳又ハ指定統制會必要アリト認ムルトキハ第一項ノ許可又ハ承認ニ條件ヲ附スルコトヲ得

第四條 指定事業ヲ行フ者其ノ事業ヲ他人ニ委託セントスルトキハ閣令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ許可又

企業許可令

ハ指定統制會ノ承認ヲ受クベシ

第五條

相續人が被相續人ノ行フ指定事業ヲ承繼シタルトキハ相續人ハ第三條ノ許可又ハ承認ヲ受ケタルモノト看做ス但シ主務大臣別段ノ定ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
前項但書ノ場合ニ於テハ相續人ハ主務大臣ノ定ムル期間ヲ限り第三條ノ規定ニ拘ラズ其ノ承繼シタル事業ヲ行フコトヲ得

前項ニ掲グル相續人前項ノ期間内ニ第三條ノ許可又ハ承認ヲ申請シタル場合ニ於テ其ノ申請ニ對スル處分ノ日迄亦前項ニ同ジ

第一項ノ場合ニ於テハ相續人ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ閣令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ行政官廳ニ報告スベシ

第六條

指定事業ニ屬スル設備ニシテ主務大臣ノ指定スルモノノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲サントスル者ハ閣令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ許可又ハ指定統制會ノ承認ヲ受クベシ

第七條

指定事業ノ指定アリタル際現ニ其ノ事業ヲ行フ者又ハ其ノ相續人ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ閣令ノ定ムル所ニ依リ其ノ事業ヲ行フ旨ヲ行政官廳ニ報告スベシ

第八條

指定事業ヲ行フ者其ノ事業ノ全部若ハ一部ヲ廢止シタルトキ又ハ其ノ事業ヲ他人ニ委託シタル場合ニ於テ其ノ委託終了シタルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ閣令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ行政官廳ニ報告スベシ

第九條

本令ニ依リ許可又ハ承認ヲ要スベキ事項ニ付他ノ法令ニ依ル行政官廳ノ許可、認可其ノ他ノ處分アリタルトキハ本令ニ依リ許可又ハ承認アリタルモノト看做ス

前項ノ他ノ法令ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條

行政官廳必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ指定事業ヲ行フ者ヨリ其ノ事業ニ關スル報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ工場、事業場、店舗、倉庫、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ閣令ノ定ムル所ニ依リ其ノ身分ヲ示ス證據ヲ携帯セシムベシ

第十一條

本令中主務大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官トシ閣令トアルハ朝鮮又ハ臺灣ニ在リテハ總督府令樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ廳令トス

附 則

本令ハ昭和十六年十二月十三日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十六年十二月二十六日ヨリ之ヲ施行ス

欄 入 記 令 法 正 改

欄 入 記 令 法 正 改

企業許可令施行規則

(昭和十六年十二月十一日
閣令第二十八號)

企業許可令施行規則左ノ通定ム

企業許可令施行規則

第一條 企業許可令(以下令ト稱ス)第三條第一項ノ事業(以下指定事業ト稱ス)別表ノ通指定ス

第二條 本令ニ於テ卸賣業トハ業トシテ左ニ掲グル(主務大臣ノ指定スル者ヲ除ク)ニ物資ヲ販賣スル事業ヲ謂フ

- 一 買受ケタル物資ヲ販賣スルコトヲ業トスル者
 - 二 買受ケタル物資ヲ使用シテ物資ノ製造、加工又ハ修理ヲ爲スコトヲ業トスル者
 - 三 前號ノ外買受ケタル物資ヲ業務用ノ原料又ハ材料トシテ使用スル者
- 本令ニ於テ小賣業トハ物資ヲ販賣スル事業ニシテ卸賣業ニ非ザルモノヲ謂フ

第三條 物資ノ生産、加工又ハ修理ノ事業ヲ行フ者ガ其ノ生産、加工又ハ修理シタル物資ヲ卸賣業ヲ行フ者ニ卸賣スル場合ニ於テハ當該物資ノ卸賣ノ事業ニ付令第三條ノ許可又ハ承認ヲ受クルコトナクシテ之ヲ行フコトヲ得

別表ニ掲グル一ノ事業ノ範圍ノ全部又ハ一部ガ他ノ事業ノ範圍ニ屬スルトキハ一ノ事業ニ付令第三條ノ許

企業許可令施行規則

可又ハ承認ヲ受ケタル者ハ他ノ事業ニ付同條ノ許可又ハ承認ヲ受クルコトナクシテ一ノ事業ヲ行フコトヲ得

小賣業ヲ行フ者ガ其ノ小賣スル物資ヲ其ノ事業ニ附帶シ從トシテ卸賣スル場合ニ於テハ當該物資ノ卸賣ノ事業ニ付令第三條ノ許可又ハ承認ヲ受クルコトナクシテ之ヲ行フコトヲ得

第四條 令第三條第一項ノ規定ニ依リ主務大臣統制會ヲ指定セントスルトキハ當該統制會ノ承認ヲ受クベキ事業ヲ指定シ統制會ノ名稱ト共ニ之ヲ告示ス

前項ノ規定ニ依ル統制會ハ以下指定統制會ト稱ス

第五條 令第三條ノ許可又ハ承認ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ其ノ事業ヲ行フ場所又ハ區域ヲ管轄スル行政官廳(其ノ事業ニ付指定統制會アルトキハ當該統制會)ニ提出スベシ

- 一 開始セントスル事業
 - 二 工場、事業場、店舗其ノ他ノ事業ヲ行フ場所ノ位置又ハ事業ヲ行フ區域
 - 三 物資ノ生産、加工、修理、販賣又ハ保管ノ事業ニ在リテハ其ノ取扱物資ノ種類
 - 四 事業開始ノ豫定期間
- 前項ノ申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
- 一 團體ニ在リテハ定款、寄附行爲其ノ他之ニ準ズルモノ、財産目録、貸借對照表及損益計算書、個人ニ在リテハ履歷書

二 當該事業以外ノ事業ヲ行フ場合ニ在リテハ其ノ事業ノ概要ヲ記載シタル書面

三 物資ノ生産、加工、修理、保管又ハ運送ノ事業ニ在リテハ其ノ事業ニ屬スル主要設備及其ノ能力ヲ記載シタル書面

第六條 臨時資金調整法第四條ノ規定ニ依リ認可又ハ許可ヲ受クベキ事項ニ付認可又ハ許可ヲ受クル場合ニ於テハ令第三條ノ許可又ハ承認ハ之ヲ受クルコトヲ要セズ

第七條 令第四條ノ許可又ハ承認ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ委託者ノ事業ヲ行フ場所(事業ヲ行フ場所一定セザル業態ノ事業ニ付テハ事業ヲ行フ區域ヲ含ム第八條、第十一條、第十三條又ハ第十七條ニ於テ以下同ジ)ヲ管轄スル行政官廳(其ノ事業ニ付指定統制會アルトキハ當該統制會)ニ提出スベシ

- 一 委託セントスル事業ノ範圍
 - 二 委託ノ豫定期間及期間
 - 三 委託セントスル事由
 - 四 委託者ノ氏名又ハ名稱及住所
- 前項ノ申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
- 一 委託者ノ行フ事業ノ概要ヲ記載シタル書面
 - 二 團體タル受託者ニ在リテハ定款、寄附行爲其ノ他之ニ準ズルモノ、財産目録、貸借對照表及損益計算

書、個人タル受託者ニ在リテハ履歷書

第一項ノ申請書ハ受託者ノ連署ヲ要ス

第八條 相續人ガ被相續人ノ行フ指定事業ヲ承繼シタルトキハ相續人ハ相續ノ事實ヲ知リタル日ヨリ六十日以内ニ相續アリタルコトヲ證スル書面ヲ添附シ其ノ旨ノ報告書ヲ其ノ事業ヲ行フ場所ヲ管轄スル行政官廳ニ提出スベシ

第九條 令第六條ノ許可又ハ承認ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ當該設備ノ屬スル事業ヲ行フ場所ヲ管轄スル行政官廳(其ノ事業ニ付指定統制會アルトキハ當該統制會)ニ提出スベシ

一 新設、擴張又ハ改良ヲ爲サントスル設備及其ノ能力

二 新設、擴張又ハ改良ヲ爲サントスル設備ニ依リ生産、加工、修理又ハ保管ヲ爲スベキ物資ノ種類

三 工事ノ著手及完成ノ豫定時期

四 設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲サントスル事由

第十條 事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ付臨時資金調整法第四條ノ二ノ規定ニ依リ許可ヲ受クル場合及同條但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受クルコトヲ要セザル場合ニ於テハ令第六條ノ許可又ハ承認ヲ受クルコトヲ要セズ

第十一條 指定事業ノ指定アリタル際現ニ其ノ事業ヲ行フ者又ハ其ノ相續人ハ其ノ指定アリタル日ヨリ六十日以内ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル報告書ヲ其ノ事業ヲ行フ場所ヲ管轄スル行政官廳ニ提出スベシ

一 現ニ行フ事業

二 工場、事業場、店舗其ノ他ノ事業ヲ行フ場所ノ位置又ハ事業ヲ行フ區域

三 物資ノ生産、加工、修理、販賣又ハ保管ノ事業ニ在リテハ其ノ取扱物資ノ種類

四 當該事業ヲ開始シタル時期

第十二條 指定事業ヲ行フ者其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ廢止シタルトキハ其ノ旨ヲ記載シタル報告書ニ其ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ添附シ遲滞ナク之ヲ廢止シタル事業ヲ行ヒタル場所(事業ヲ行フ場所一定セザル業態ノ事業ニ付テハ事業ヲ行ヒタル區域ヲ含ム)ヲ管轄スル行政官廳ニ提出スベシ

第十三條 指定事業ヲ行フ者其ノ事業ヲ他人ニ委託シタル場合ニ於テ其ノ委託終了シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ記載シタル報告書ヲ委託者ノ事業ヲ行フ場所ヲ管轄スル行政官廳ニ提出スベシ

第十四條 指定事業ノ指定アリタル際現ニ其ノ事業ヲ行フ者又ハ其ノ相續人第十一條ニ掲グル期間内ニ其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ廢止シタルトキハ其ノ廢止シタル事業ニ付テハ同條乃至前條ノ報告書ハ之ヲ提出スルコトヲ要セズ

第十五條 令第九條第二項ノ規定ニ依リ法令ヲ定ムルコト左ノ如シ
藥品營業並藥品取扱規則第二十一條

賣藥法施行規則第十三條第二項

第十六條 令第十條第二項ノ證票ハ別記様式ニ依ル

第十七條 本令ニ依リ主務大臣ニ提出スベキ書類ハ事業ヲ行フ場所ヲ管轄スル地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム）ヲ經由スベシ但シ主務大臣別段ノ定ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十八條 本令ニ依リ行政官廳ニ提出スベキ報告書ハ其ノ事業ニ付指定統制會アルトキハ當該指定統制會ヲ經由スベシ

第十九條 令及本令ニ於テ行政官廳トアルハ別表指定事業ノ欄ニ掲グル事業ニ付各同表所管行政官廳ノ欄ニ掲グルモノトス

第二十條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ本令ニ依リ提出スベキ申請書又ハ報告書ニ關シ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第二十一條 本令ニ定ムルモノヲ除クノ外令及本令ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ主務大臣之ヲ定ム

改正法令記入欄

欄 入 記 令 法 正 改

附 則

事 業		分 類
指定事業(備考ニ掲グル事業ヲ除ク)	業	(一) 鑛業
		(二) 工業
		(1) 金屬工業
		一 輕金屬板製造業
		二 輕金屬管製造業
		三 輕金屬線製造業
		四 輕金屬棒製造業
		五 輕金屬條製造業
		六 輕金屬箔製造業
七 輕金屬粉製造業		
八 輕金屬再生業		
所管行政官廳	業	石炭鑛業(試掘ヲ除ク)
		商
		工
		大
		臣
		商
		工
		大
		臣
商		
工		
大		
臣		
商		
工		
大		
臣		
商		
工		
大		
臣		
商		
工		
大		
臣		
商		
工		
大		
臣		

企業許可令施行規則

九三

企業許可令施行規則

一〇二

(4) 窯業及土石工業

一二四	黒鉛坩堝製造業	地方
一二五	鉛丹製造業	商工
一二六	亞鉛華製造業	商工
一二七	人造水晶石製造業（航空機製造事業法ノ適用アルモノヲ除ク）	商工
一二八	弗化アルミニウム製造業（航空機製造事業法ノ適用アルモノヲ除ク）	商工
一二九	煉炭（豆炭ヲ含ム）製造業	商工
一三〇	混合加工油製造業（石油業法ノ適用アルモノヲ除ク）	商工
一三一	廢油再生業（石油業法ノ適用アルモノヲ除ク）	地方
一三二	石炭又ハ亞炭ノ低溫乾溜業（人造石油製造事業法ノ適用アルモノヲ除ク）	商工
一三三	油脂製造（精製工程迄）業（蝸油搾油業ヲ除ク）	農林
一三四	セメント製造業	商工
一三五	セメント製品製造業	商工
一三六	板ガラス製造業	地方
一三七	ガラス製品（板ガラスヲ除ク）製造業	地方

(5) 紡織工業

企業許可令施行規則

一〇三

一三八	光學ガラス生地製造業	商工
一三九	耐火物（耐火木材ヲ含ム）製造業	商工
一四〇	珓瑯鐵器製造業	商工
一四一	石灰製造業	地方
一四二	陶磁器製造業	地方
一四三	瓦製造業	地方
一四四	煉瓦（耐火煉瓦ヲ除ク）製造業	地方
一四五	耐火煉瓦製造業	地方
一四六	土管製造業	地方
一四七	窯業原料（石灰石ヲ除ク）採取業	地方
一四八	石灰石採取業	商工
一四九	研削砥石製造業	商工
一五〇	石綿製品製造業	商工
一五一	衛生材料（縲帶、三角巾、リント布及手術用腹帶ニ限ル）製造業	地方長官但シ東京府ニ在リテハ警視總監

企業許可令施行規則

(6) 製材及木製品工業

- 一五二 コルク製品製造業
- 一五三 マツチ軸木製造業
- 一五四 函、樽又ハ箆(木製品ニ限ル)ノ製造業

(7) 食品工業

- 一五五 味噌製造業
- 一五六 醬油製造業
- 一五七 調味料アミノ酸製造業
- 一五八 ソース又ハケチャップノ製造業
- 一五九 食酢製造業
- 一六〇 水砂糖製造業
- 一六一 砂糖再製業
- 一六二 香辛料製造業
- 一六三 甘草エキス製造業
- 一六四 グルタミン酸ソーダ製造業

農 農 農 農 地 地 農 農 農 農 地 商 商
 林 林 林 林 方 方 林 林 林 林 方 工 工
 大 大 大 大 長 長 大 大 大 大 長 大 大
 臣 臣 臣 臣 官 官 臣 臣 臣 臣 官 臣 臣

企業許可令施行規則

- 一六五 菓子製造業
- 一六六 パン製造業
- 一六七 餡製造業
- 一六八 飴(水飴ヲ除ク)製造業
- 一六九 水飴製造業
- 一七〇 佃煮製造業
- 一七一 煮豆製造業
- 一七二 煎豆製造業
- 一七三 穀粉(小麥粉ヲ除ク)製造業
- 一七四 漬物製造業
- 一七五 納豆製造業
- 一七六 豆腐製造業
- 一七七 凍豆腐製造業
- 一七八 壘罐詰食品製造業(輸出水産物罐詰製造業許可規則又ハ酪農業調整法第五條ノ規定ノ適用アルモノヲ除ク)

農 地 地 地 地 農 地 地 地 農 地 地 地 地
 林 方 方 方 方 林 方 方 方 林 方 方 方 方
 大 長 長 長 長 大 長 長 長 大 長 長 長 長
 臣 官 官 官 官 臣 官 官 官 臣 官 官 官 官

企業許可令施行規則

一〇六

(8) 其ノ他ノ工業

- 一七九 嗜好飲料(コーヒー、ココア、果汁、乳酸飲料等)製造業
- 一八〇 製茶業(荒茶製造業ヲ除ク)
- 一八一 食料魚粉(フリカケ食ヲ含ム)製造業
- 一八二 蒟蒻製造業
- 一八三 湯葉製造業
- 一八四 カラメル製造業
- 一八五 嚢金粉製造業
- 一八六 チーズ製造業
- 一八七 アイスクリーム製造業
- 一八八 食料用水産物加工業(嚢罐詰食料品製造業及佃煮製造業ヲ除ク)
- 一八九 食肉加工業(嚢罐詰食料品製造業ヲ除ク)
- 一九〇 卵製品(冷凍卵、粉卵、ヨークチーズ、マヨネーズ等)製造業
- 一九一 孵卵業(孵卵器ヲ使用スルモノニ限ル)

農 農 農 地 地 農 農 地 地 地 地 農 地
 林 林 林 方 方 林 林 方 方 方 方 林 方
 大 大 大 長 長 大 大 長 長 長 長 大 長
 臣 臣 臣 官 官 臣 臣 官 官 官 官 臣 官

(三) 商業
(1) 衣料品類
販賣業

企業許可令施行規則

一〇七

- 一九二 冷凍冷蔵業(倉庫營業ヲ除ク)
- 一九三 飼料製造業
- 一九四 漆器製造業
- 一九五 革製品製造業
- 一九六 塗裝業
- 一九七 履物(革製品及ゴム製品ヲ除ク)製造業
- 一九八 鉛筆製造業
- 一九九 蓄音機レコード製造業
- 二〇〇 和傘製造業
- 二〇一 洋傘製造業
- 二〇二 土木建築工事請負業
- 二〇三 印刷業又ハ製本業
- 一 絲、針、釦等裁縫用手藝用品小賣業
- 二 綿(真綿ヲ含ム)及寢具類小賣業

農 農 地 地 商 商 地 地 商 地 地 地 商 地
 林 林 方 方 工 工 方 方 工 工 方 方 方 方 林 林
 大 大 長 長 大 大 長 長 大 大 長 長 長 長 大 大
 臣 臣 官 官 臣 臣 官 官 臣 臣 官 官 官 官 臣 臣

欄 入 記 令 法 正 改

企業許可令施行規則

三	吳服織物和裝既成品小賣業	地	方	長	官
四	男子註文服仕立小賣業	地	方	長	官
五	婦人子供註文服仕立小賣業	地	方	長	官
六	洋服生地小賣業	地	方	長	官
七	婦人子供既成服小賣業	地	方	長	官
八	男子既成服(作業被服及團體服ヲ含ム)小賣業	地	方	長	官
九	洋品及服裝雜貨小賣業	地	方	長	官
一〇	半襟細貨小賣業	地	方	長	官
一一	履物(靴ヲ除ク)卸賣業	地	方	長	官
一二	履物(靴ヲ除ノ)小賣業	地	方	長	官
一三	傘卸賣業	地	方	長	官
一四	傘小賣業	地	方	長	官
一五	靴(附屬品ヲ含ム)卸賣業	地	方	長	官
一六	靴(附屬品ヲ含ム)小賣業	地	方	長	官
一七	衛生材料(縹帶、三角巾、リント布及手術用腹帶ニ限ル)卸賣業	地	方	長	官

地方長官但シ東京府ニ在リテハ警視總監

欄 入 記 令 法 正 改

(2) 食料品類
販賣業

一八	衛生材料(繙帶、三角巾、リント布及手術用腹帶ニ限ル)小賣業	地方長官但シ東京府ニ在リテハ警視總監
一九	生鮮魚介藻類卸賣業	地方長官
二〇	生鮮魚介藻類小賣業	地方長官
二一	青果物卸賣業	地方長官
二二	青果物小賣業	地方長官
二三	味噌卸賣業	地方長官
二四	醬油卸賣業	地方長官
二五	味噌又ハ醬油ノ小賣業	地方長官
二六	食酢卸賣業	地方長官
二七	食酢小賣業	地方長官
二八	鹽干魚介藻類卸賣業	地方長官
二九	鹽干魚介藻類小賣業	地方長官
三〇	食料魚粉(フリカケ食ヲ含ム)卸賣業	地方長官
三一	食料魚粉(フリカケ食ヲ含ム)小賣業	地方長官

企業許可令施行規則

一〇九

企業許可令施行規則

- 三二 ソース又ハケチャップノ卸賣業
- 三三 ソース又ハケチャップノ小賣業
- 三四 砂糖(黒糖ヲ含ム)卸賣業
- 三五 砂糖(黒糖ヲ含ム)小賣業
- 三六 氷砂糖卸賣業
- 三七 菓子卸賣業
- 三八 菓子、パン又ハ煎豆ノ小賣業
- 三九 水飴卸賣業
- 四〇 佃煮卸賣業
- 四一 煮豆卸賣業
- 四二 佃煮又ハ煮豆ノ小賣業
- 四三 雜穀卸賣業
- 四四 穀粉(小麥粉ヲ除ク)卸賣業
- 四五 雜穀又ハ穀粉(小麥粉ヲ除ク)ノ小賣業
- 四六 渣物卸賣業

地
 方
 長
 官

企業許可令施行規則

- 四七 渣物小賣業
- 四八 豆腐小賣業
- 四九 蒟蒻卸賣業
- 五〇 蒟蒻小賣業
- 五一 乾物(鹽干魚介藻類ヲ除ク)小賣業
- 五二 湯葉卸賣業
- 五三 椎茸卸賣業
- 五四 罐詰食品(育兒用乳製品ヲ除ク)卸賣業
- 五五 罐詰食品(育兒用乳製品ヲ除ク)小賣業
- 五六 清涼飲料卸賣業
- 五七 嗜好飲料(コーヒー、ココア、果汁、乳酸飲料等)卸賣業
- 五八 清涼飲料又ハ嗜好飲料(コーヒー、ココア、果汁、乳酸飲料等)ノ小賣業
- 五九 茶卸賣業
- 六〇 茶小賣業
- 六一 飲用牛乳(脫脂乳及クリームヲ含ム)小賣業

地
 方
 長
 官

企業許可令施行規則

一一二

(3) 住居用品類販賣業

六二	鳥肉卸賣業	地	長	官
六三	鳥肉小賣業	地	長	官
六四	ハム、ペーコン又ハソーセイチノ卸賣業	地	長	官
六五	畜肉、ハム、ペーコン又ハソーセイチノ小賣業	地	長	官
六六	鳥卵卸賣業(鶏卵配給統制規則第三條ノ指定配給機關ノ行フモノヲ除ク)	地	長	官
六七	鳥卵小賣業	地	長	官
六八	バター、人造バター又ハチーズノ卸賣業	地	長	官
六九	バター、人造バター又ハチーズノ小賣業	地	長	官
七〇	氷小賣業	地	長	官
七一	薪炭卸賣業	農	大	臣
七二	薪炭小賣業	地	長	官
七三	煉炭(豆炭ヲ含ム)販賣業	地	長	官
七四	瓦販賣業	地	長	官
七五	土管販賣業	地	長	官

企業許可令施行規則

一一三

七六	煉瓦卸賣業	地	長	官
七七	煉瓦小賣業	地	長	官
七八	セメント卸賣業	商	大	臣
七九	セメント小賣業	地	長	官
八〇	セメント製品卸賣業	商	大	臣
八一	セメント製品小賣業	地	長	官
八二	タイル其ノ他ノ建築用陶工品卸賣業	地	長	官
八三	タイル其ノ他ノ建築用陶工品小賣業	地	長	官
八四	家具用布地若ハ同製品又ハ室内裝飾布地若ハ同製品ノ小賣業	地	長	官
八五	陶磁器卸賣業	商	大	臣
八六	陶磁器小賣業	地	長	官
八七	板ガラス卸賣業	商	大	臣
八八	板ガラス又ハガラス製品ノ小賣業	地	長	官
八九	ガラス製品卸賣業	地	長	官
九〇	金物卸賣業	地	長	官

- 一四六 毛皮又ハ毛皮製品ノ卸賣業
- 一四七 毛皮又ハ毛皮製品ノ小賣業
- 一四八 鞆類小賣業
- 一四九 寫真感光材料卸賣業
- 一五〇 寫真感光材料小賣業
- 一五一 時計又ハ眼鏡(此等ノ附屬品ヲ含ム)ノ卸賣業
- 一五二 時計又ハ眼鏡(此等ノ附屬品ヲ含ム)ノ小賣業
- 一五三 珊瑚、眞珠又ハ鼈甲ノ小賣業
- 一五四 自轉車(部分品及附屬品ヲ含ム)卸賣業
- 一五五 自轉車(部分品及附屬品ヲ含ム)小賣業
- 一五六 輕金屬ノ板、管、線、棒又ハ條ノ販賣業
- 一五七 輕金屬粉販賣業
- 一五八 輕金屬箔販賣業
- 一五九 輕金屬屑(輕金屬ノ再生塊ヲ含ム)販賣業
- 一六〇 マグネシウム地金販賣業

商 商 商 地 商 地 地 地 地 地 地 商 地 地 地
 工 工 工 方 工 方 方 方 方 方 方 工 方 方 方
 大 大 大 長 大 長 長 長 長 長 長 大 長 長 長
 臣 臣 臣 官 臣 官 官 官 官 官 官 臣 官 官 官

- 一六一 銅、鉛、亞鉛又ハ錫ノ地金ノ販賣業
- 一六二 輕合金地金販賣業
- 一六三 螢石販賣業
- 一六四 水晶石販賣業
- 一六五 弗化アルミニウム販賣業
- 一六六 黑鉛鐵又ハ黑鉛ノ販賣業
- 一六七 ビツチコークス販賣業
- 一六八 電極販賣業
- 一六九 電氣刷子販賣業
- 一七〇 炭素棒販賣業
- 一七一 黑鉛坩堝販賣業
- 一七二 アルミナ又ハ水酸化アルミニウムノ販賣業
- 一七三 鐵鋼販賣業
- 一七四 釘、針金又ハ鐵線ノ販賣業

商 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 商
 工 方 方 方 方 方 方 方 方 方 方 工
 大 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 大
 臣 官 官 官 官 官 官 官 官 官 官 臣

地方長官但シ製造業者
 ヨリ年一千應以上ヲ賣
 受クルモノニ付テハ商
 工大臣

企業許可令施行規則

- 二〇四 石灰石販賣業
- 二〇五 石灰卸賣業
- 二〇六 石灰小賣業
- 二〇七 窯業原料(石灰石ヲ除ク)卸賣業
- 二〇八 窯業原料(石灰石ヲ除ク)小賣業
- 二〇九 研削砥石販賣業
- 二一〇 石綿製品卸賣業
- 二一一 石綿製品小賣業
- 二一二 擬革製品又ハヴァルガナイズト、ファイバー製品ノ販賣業
- 二一四 革販賣業
- 二一四 革製品卸賣業
- 二一五 革製品小賣業
- 二一六 ゴム販賣業
- 二一七 ゴム製品卸賣業
- 二一八 ゴム製品小賣業

一一三

地 商 商 地 商 商 地 地 商 商 地 地 商 商
 方 工 工 方 工 工 方 方 工 工 方 方 工 工
 長 大 大 長 大 大 長 長 大 大 長 長 大 大
 官 臣 臣 官 臣 臣 官 官 臣 臣 官 官 臣 臣

企業許可令施行規則

- 二一九 セルロイド生地販賣業
- 二二〇 硬化油販賣業
- 二二一 油脂製品(石鹼及蠟燭ヲ含ム)卸賣業
- 二二二 油脂製品(石鹼及蠟燭ヲ含ム)小賣業
- 二二三 蠟販賣業
- 二二四 蠟製品(蠟燭ヲ除ク)卸賣業
- 二二五 蠟製品(蠟燭ヲ除ク)小賣業
- 二二六 香料販賣業
- 二二七 マツチ小賣業
- 二二八 大豆グール販賣業
- 二二九 カゼイン(大豆カゼインヲ含ム)販賣業
- 二三〇 旗幟類小賣業
- 二三一 神祭具裝束小賣業
- 二三二 佛具法衣小賣業
- 二三三 書籍雜誌小賣業

一一三

地 地 地 地 商 商 商 商 地 商 商 商 商
 方 方 方 方 工 工 工 工 方 工 工 工 工
 長 長 長 長 大 大 大 大 長 大 大 大 大
 官 官 官 官 臣 臣 臣 臣 官 臣 臣 臣 臣

企業許可令施行規則

(5) 其ノ他ノ
商業

二三四 疊材料小賣業

二三五 (三)ノ第一號乃至前號ニ掲グル各事業ノ各仲介業

二三六 寫眞撮影業

二三七 旅行斡旋業

二三八 倉庫營業

一二四

地方長官

地方長官

地方長官

鐵道大臣

商工大臣

(四) 交通業

陸上小運搬業(荷牛馬車、荷車、橋又ハリヤーカーニ依ル
陸上ニ於ケル物品運送業及此等ノ方法ニ依ル物品運送ノ運
送取扱業ニシテ小運送業法第一條ノ適用アルモノ以外ノモ
ノ)

地方長官但シ小運送業
者ノ營ムモノニ付テハ
鐵道局長

備考

指定事業ヨリ除ク事業左ノ如シ

一 中央卸業市場法第十條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル者ガ中央卸賣市場ニ於テ卸賣ノ業務ヲ爲ス場
合ニ於ケル當該事業

二 左ニ掲グル者ノ行フ事業

大正十五年勅令第九號第二條ノ免許ヲ受ケタル會社

日本製鐵株式會社

國際電氣通信株式會社

帝國燃料興業株式會社

日本輸出農産物株式會社

日本石炭株式會社

帝國石油株式會社

別記様式(用紙ノ大サハ日本標準規格A6ト
シ中央點線ノ所ヨリ二ツ折ト爲ス)

(表 面)

企業許可令施行規則

企業許可令第十條ノ規定ニ依ル證票

(裏面)

第 號 昭和 年 月 日交付

官

職 氏

名

當該官廳印

國家總動員法第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿

改正法令記入欄

企業許可令施行規則

書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得
國家總動員法第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又
ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
企業許可令第十條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ
規定ニ基キ指定事業ヲ行フ者ヨリ其ノ事業ニ關スル報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲ
シテ工場、事業場、店舗、倉庫、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳
簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ閣令ノ定ムル
所ニ依リ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

新設、擴張等ニ許可ヲ要スル設備指定ノ件

(昭和十六年十二月十三日)
商工省告示第千二百五十五號

企業許可令第六條ノ規定ニ依リ設備左ノ通指定ス但シ當該設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ付アルミニウム屑配給統制規則、鑄造設備制限規則又ハ製鐵設備制限規則ノ適用アルモノヲ除ク

事 業	設 備
輕金屬板製造業	熔融爐、燒鈍爐及壓延機(ロール)
輕金屬管製造業	熔融爐、燒鈍爐、壓出機及抽伸機
輕金屬線製造業	熔融爐、燒鈍爐及伸線機
輕金屬棒製造業	熔融爐、燒鈍爐、壓出機、壓延機(ロール)及抽伸機
輕金屬條製造業	熔融爐、燒鈍爐及壓延機(ロール)
輕金屬箔製造業	同
輕金屬粉製造業	四拾封度以上ノ重量ヲ有スル胴突裝置及微粉用ボールミル
輕金屬鑄物業(航空機製造事業法ノ適用アルモノヲ除ク)	熔融爐
非鐵金屬ダイ鑄物業(航空機製造事業法ノ適用アルモノヲ除ク)	熔融爐及鑄造機

新設、擴張等ニ許可ヲ要スル設備指定ノ件

新設、擴張等ニ許可ヲ要スル設備指定ノ件

輕金屬酸化皮膜加工業	電解槽及蒸壓釜
輕合金製造業(航空機製造事業法ノ適用アルモノヲ除ク)	熔融爐
銅又ハ銅合金ノ板ノ製造業	加熱爐及壓延機(ロール)
銅又ハ銅合金ノ管ノ製造業	加熱爐及壓出機
銅又ハ銅合金ノ線ノ製造業	同
銅又ハ銅合金ノ棒ノ製造業	同
銅又ハ銅合金ノ條ノ製造業	同
釘製造業	製釘機及伸線機
針金製造業	伸線機及メツキ槽
鐵線製造業	伸線機
熔接棒(被覆熔接棒ヲ含ム)製造業	伸線機及切斷機
鋼索製造業	伸線機、製鋼機、撚線機、卷取機及燒入爐
亞鉛鐵板製造業	メツキ槽
王冠製造業	打拔機
シヤヘル又ハスコップノ製造業	同

鐵製サツシュ製造業	切斷機
硬鋼線製造業	伸線機及燒入爐
紙螺釘製造業	製紙機及フリクシヨンプレス
五ガロン罐製造業	打拔機及自動製罐機
ドラム罐製造業	打拔機及卷締機
食料品罐詰用空罐製造業	同
アプリキ雜罐(五ガロン罐及食料品罐詰用空罐ヲ除ク)製造業	同
ピアノ線製造業	伸線機
電氣抵抗線又ハ電氣抵抗帶ノ製造業(電氣用品取締規則ノ適用アルモノヲ除ク)	熔解爐及伸線機
磨線鋼製造業	冷間壓延機、伸線機及研磨機
磨棒鋼製造業	同
磨帶鋼製造業	同
金屬モリアン製造業	鑽石熔解釜(鍋)及還元爐
金屬タングステン製造業	同
ニッケル製造業	熔鑪爐、回轉爐、焙燒爐、轉爐及電解槽

新設、擴張等ニ許可ヲ要スル設備指定ノ件

改正法令記入欄

新設、擴張等ニ許可ヲ要スル設備指定ノ件

一三二

- | | |
|----------------------------|-------------------|
| コバルト製造業 | 熔解爐、攪拌槽、焙燒爐及電解槽 |
| 金屬シリコン製造業 | 電氣爐 |
| 金屬マンガン製造業 | 電氣爐及電解槽 |
| 金屬クロム製造業 | 同 |
| 超硬質合金製造業 | 水素環流電氣爐及ボールミル |
| カルシウムシリサイド製造業 | 電氣爐 |
| ニッケル合金製造業(製鐵事業法ノ適用アルモノヲ除ク) | 熔解爐 |
| 金屬メッキ業 | メッキ槽 |
| 珐瑯鐵器製造業 | 打拔機、切斷機、生地加工機及燒成窯 |
| 倉庫營業 | 倉庫及附屬設備 |

新設、擴張等ニ許可ヲ要スル設備指定ノ件

(昭和十六年十二月十五日
農林省告示第九百十號)

企業許可令第六條ノ規定ニ依リ設備左ノ通指定ス

事

業

設

備

- 一 油脂製造(精製工程迄)業(蛹油搾油業ヲ除ク)
 - 搾油用壓搾機、抽出罐
- 二 飼料製造業
 - 粉碎機、配合機
- 三 孵卵業
 - 孵卵設備
- 四 味噌製造業
 - 豆蒸器、麴室設備、仕込桶(タンクヲ含ム)
- 五 醬油製造業
 - 豆蒸器、麴室設備、仕込桶(タンクヲ含ム)壓搾機、搾油機
- 六 調味料アミノ酸製造業
 - 分解釜、壓搾機
- 七 ソース及ケチャツプ製造業
 - 煮沸釜、貯藏桶
- 八 冰糖製造業
 - 結晶罐、分蜜機
- 九 砂糖再製業
 - 遠心分蜜機、濃縮釜
- 一〇 甘草エキス製造業
 - 浸出釜、濃縮釜

新設、擴張等ニ許可ヲ要スル設備指定ノ件

新設、擴張等ニ許可ヲ要スル設備指定ノ件

一一 グルタミン酸ソーダ製造業

分解釜、濃縮釜、濾過器、結晶釜

一二 菓子製造業

- (1) ビスケット類 竈、拔型
- (2) キャンデー類 煮沸鍋
- (3) チョコレート 攪拌機、流型
- (4) 掛物類 掛物鍋
- (5) 干菓子類 木型
- (6) 打物類 木型
- (7) 焼物類 竈、天板
- (8) 米菓類 燒釜、金網
- (9) 煎餅 煎餅型
- (10) オコシ類 オコシ盤板
- (11) 油菓類 揚鍋
- (12) 甘納豆 煮沸鍋、乾燥枠
- (13) 砂糖漬類 煮沸鍋、漬込桶

(14) 洋生菓子

天板、竈

(15) 和生菓子

蒸器、鍋

(16) キヤラメル

攪拌機付溶解鍋

(17) 菓子パン

天板、竈

一三 餡製造業

粉碎機、水壓機、乾燥機

一四 水飴製造業

糖化設備、濾過設備、蒸發設備

一五 佃煮製造業

煮釜

一六 煮豆製造業

煮鍋、煮釜

一七 煎豆製造業

煎鍋、煎釜

一八 穀粉(小麦粉ヲ除ク)製造業

豆煎器、製粉機

一九 漬物製造業

壓搾機、タンク又ハ漬込桶、切斷機

二〇 納豆製造業

豆蒸器、麴室

二一 豆腐製造業

豆摩機、煮釜、揚鍋

二二 凍豆腐製造業

豆摩機、乾燥機、冷蔵機

二三 罐詰食料品製造業(輸出水産物罐詰製造業許可規則又ハ酪農調整法第五條ノ規定ノ適用アルモノヲ除ク)

蓋付機、卷締機

新設、擴張等ニ許可ヲ要スル設備指定ノ件

改正法令記入欄

新設、擴張等ニ許可ヲ要スル設備指定ノ件

一三六

二四 製茶業(荒茶製造業ヲ除ク)

製茶再製設備

二五 湯葉製造業

豆摩機、煮釜

二六 カラメル製造業

糖化罐、真空罐又ハ蛇管

二七 鬱金粉製造業

製粉機

二八 チーズ製造業

凝固設備

二九 アイスクリーム製造業

氷結設備

提出書類ノ經由機關ニ關スル特例ノ件

(昭和十六年十二月二十日
商工省告示第千二百九十三號)

企業許可令施行規則第十七條但書ノ規定ニ依リ左ノ通定ム

- 一 企業許可令施行規則ニ依リ主務大臣ニ提出スベキ書類ニシテ石炭鑛業(試掘ヲ除ク)ニ關スルモノハ鑛山ノ所在地ヲ管轄スル鑛山監督局長ヲ經由スベシ
- 二 企業許可令施行規則ニ依リ主務大臣ニ提出スベキ書類ニシテ石炭代用燃料使用裝置製造業(造船事業法ノ適用アルモノヲ除ク)ニ關スルモノハ事業ヲ行フ場所ヲ管轄スル地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム)ヲ經由スルコトヲ要セズ

提出書類ニ關スル特例ノ件

(昭和十六年十二月二十日
商工省告示第千二百九十四號)

企業許可令施行規則第二十條ノ規定ニ依リ左ノ通定ム

石炭販賣業者ニシテ石炭ノ販賣ニ關スル商業組合、石炭配給調整規則第七條第一項ノ指定仲買團體又ハ同則第七條ノ三ノ指定小賣團體ノ組合員、團體員、社員又ハ株主タルモノ及煉炭(豆炭ヲ含ム)ノ販賣業者ニシテ煉炭(豆炭ヲ含ム)ノ販賣ニ關スル商業組合ノ組合員タルモノハ、企業許可令施行規則第十一條ノ報告書ニ當該組合又ハ團體ノ組合員、團體員、社員又ハ株主タルコトヲ證スル書面ヲ添附スベシ

欄 入 記 令 法 正 改

旅行幹旋業企業許可令施行細則

(昭和十六年十二月二十四日
鐵道省令第十八號)

旅行幹旋業企業許可令施行細則左ノ通定ム

旅行幹旋業企業許可令施行細則

第一條 企業許可令施行規則第一條ノ別表ニ掲グル旅行幹旋業トハ左ニ掲グル事業ヲ謂フ

一 他人ノ爲旅行計畫ヲ樹テ又ハ旅行ニ必要ナル交通機關若ハ旅店ノ幹旋ヲ爲ス事業

二 旅行者ノ通譯案内ヲ爲ス事業

第二條 企業許可令第三條ノ規定ニ依リ旅行幹旋業ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ記載セル申請書ヲ

鐵道大臣ニ提出スベシ

一 本籍及住所

二 氏名又ハ商號(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者ノ氏名)

三 事業ヲ行フ店舗ノ名稱及所在場所

四 前條ニ掲グル事業ノ種別

五 事業ノ主タル經營方法

六 幹旋料及取扱條件

旅行幹旋業企業許可令施行細則

旅行幹旋業企業許可令施行細則

一四〇

七 従業員數

八 事業開始ノ時期

第三條 前條ノ許可申請書ニハ企業許可令施行規則第五條第二項ニ定ムルモノノ外左ノ書類ヲ添附スベシ

一 市町村長ノ身元證明書

二 第一條第二號ノ事業ヲ營マントスル者ニ在リテハ案内業者取締規則第二條ノ規定ニ依ル免許證寫

第四條 第二條ノ規定ハ旅行幹旋業者ガ企業許可令第七條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第五條 旅行幹旋業ニ關スル許可申請書、報告書其ノ他ノ書類ハ最寄驛ヲ管轄スル鐵道局長ヲ經由シ之ヲ鐵

道大臣ニ提出スベシ

第六條 前條ノ規定ニ依リ所管鐵道局長許可申請書ヲ受理シタルトキハ意見ヲ附シ之ヲ鐵道大臣ニ進達スベ

シ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

醫藥品關係企業許可令施行細則

(昭和十六年十二月二十六日
厚生省令第六十九號)

醫藥品關係企業許可令施行細則

第一條 企業許可令施行規則(以下單ニ規則ト稱ス)別表中(二)ノ七五並(三)ノ一二三及一二四ニ掲グル事業

ニ關スル企業許可令(以下單ニ令ト稱ス)ノ施行ニ關シテハ規則ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所

ニ依ル

第二條 令第三條第二項本文ノ規定ハ規則別表(以下單ニ別表ト稱ス)中(二)ノ七五ニ掲グル事業ニ付テハ之

ヲ適用セズ

第三條 令第五條第一項本文ノ規定ハ別表中(二)ノ七五並(三)ノ一二三及一二四ニ掲グル事業ニ付テハ之

適用セズ

第四條 規則第五條第一項ノ規定ニ依リ提出スベキ申請書ニハ同條第一項各號ニ掲グル事項ノ外別表中(二)

ノ七五ニ掲グル事業ニ在リテハ藥劑師又ハ製藥者ノ免許アル者ハ其ノ別表、別表中(三)ノ一二三及一二四

號ニ掲グル事業ニ在リテハ藥劑師、藥種商、賣藥營業者又ハ賣藥請賣營業者ノ別表記載スベシ

前項ノ規定ハ規則第十一條ノ規定ニ依リ提出スベキ報告書ニ付之ヲ準用ス

第五條 別表中(二)ノ七五ニ掲グル事業ヲ行フ者ハ規則第五條第一項第二號又ハ規則第十一條第二號ニ掲グ

醫藥品關係企業許可令施行細則

一四一

改正法令記入欄

醫藥品關係企業許可令施行細則

一四二

ル事項ニ付變更アリタルトキハ直ニ厚生大臣ニ報告スベシ

第六條 別表中(二)ノ七五ニ掲グル事業ニ在リテハ規則又ハ本令ニ依リ厚生大臣ニ提出スベキ書類ハ主タル營業所所在地ヲ管轄スル地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ヲ經由スベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

欄入記令法正改

規法濟經制統式除加 府阪大 付 令

規法全係關法員動總家國
規法全係關法置措時臨品入出輸
法店商・合組業工・合組業商・法整調金資時臨
省工商・制統業產・法稅新・法理管替爲國外
示告・令府阪大・價物定公省生厚・省林農

(行發回二月每錄追) 濟除加迄號一十二 頁千五約版菊

錢十五 稅郵 (圓八拾價定)

昭和十七年一月十五日印刷
昭和十七年一月二十日發行

企業許可令解說
定價 壹圓

不 許
複 製
所 著 作 權 有
編 者 辻 喜 作
發行者 伊 藤 由 三 郎
印刷者 藤 本 卯 之 助

發行所 大阪市北區曾根崎
上一丁目六〇番地

銀行問題研究會
電話北三三〇五番
源番大阪四〇一六番

配給元 東京市神田區
淡路町二丁目九

日本出版配給株式會社
會員番號 一〇七〇一〇番

加除式よりも便利な新考案

發行所 銀行問題研究会

法令 戦時統制法令叢書 挿入式

戦時統制法令叢書第一輯として、茲に「企業許可令解説」を上梓したが、引續き左の順序に依り、第二輯以下を矢繼早に續刊する豫定である。本叢書の特徴は本會獨創の法令挿入式を採用し、今後法規の改正、關係法規の新公布等の場合には直ちに本會發行の「統制經濟時報」又は官報を利用して餘白頁に記入又は貼付し得ることとした點である。即ち本叢書は從來の單行本と加除式統制法規の各長所を活かした上、低廉且迅速といふ三大特色を有するのであつて、本叢書の出現は必ずや江湖の絶議と支持を博するものと信じて疑はない。更に解説、編輯、裝幀の各分野に亘り最善の努力を拂ひ、その完璧を期する所存であるが、尙本叢書に對する御希望や御不満の點は編輯部宛御申込を願ひたいと思ふ。 豫め御申込置き下さらば發刊の都度迅速に送本致します

(近刊豫告)

- 第二輯 言語出版等臨時取締法・戰時犯罪處罰特例法 解説
 - 第三輯 戰争保險臨時措置法・新防空法・敵産管理法
 - 第四輯 勞務調整令・國民勤勞報國協力令解説
- 重要産業團體令便覽(法規解説、統制會員、統制組合員名簿付)
以下國家總動員法、物資統制令に基く重要法規の解説書を續々刊行

本邦唯一の統制經濟法令の一大鳥瞰圖!!

毎月二回(十五日・三十日)發行

統制經濟時報

一部	四十	錢
半年	四圓八十	錢
一年	九圓六十	錢

本誌は官報掲載の國家總動員法令、統制經濟關係法令を細大洩らさず全部収録し、且これに一々懇切明快なる解説を附すると共に、商工省及び農林省通牒、最近統制違反判決例、公定價格品名(大阪府公價品名附)等を掲載せるを以て、本誌一部を机上に備へられんか、複雑難解なる時局法令と雖も、その全貌は正に一目瞭然である。官廳、地方自治團體はもとより學校、組合、銀行、會社、各種團體等は即刻本誌を備へられたい。

發行所

大阪市北区會根崎 銀行問題研究会 電話 三三三〇五番
一丁目六番地 電話 四〇一〇六番

ト工
2P-93

銀行問題研究會編

昭和十六年十二月實施

改正消費税法解説

(容 内)
物品税
遊興飲食税

酒涼飲料税
砂糖消費税
入場税

通築行
骨牌
印紙
税税税

頁十三百二 番六列B

錢六 料送 錢十六圓一價定

平年度六億三千萬圓に達する今次の消費税増徴は、わが國税制史上正に劃期的なものであるが、それだけに又戦時下國民生活の上に及ぼす影響の大なることは論を俟たない。弊會はこの點に鑑み、今次改正の消費税法全般に亘る最も懇切明快なる解説書として、本書を上梓することとしたが、特に重要な物品税と遊興飲食税に付ては、飽迄も實際的な立場から、詳細且具體的な説明を附してその完璧を期した次第である。

目下發賣中好評に付賣切の處あり!!! 即刻御申込を乞ふ!!!

地番〇六目丁一上崎根會區北市阪大

番五〇三三北話電
番六一〇四阪大替振

會究研題問行銀

叢論行銀
規法濟經制統
報時濟經制統

終

